

富岡町議会全員協議会日程

日 時：平成24年11月26日

時 間：午前10時43分

郡山市立大槻公民館大槻分室

開 議 午前10時43分

出席議員（14名）

議長	宮本皓一君	1番	山本育男君
2番	早川恒久君	3番	遠藤一善君
4番	安藤正純君	5番	宇佐神幸一君
6番	渡辺光夫君	7番	渡辺英博君
8番	高野泰君	9番	黒沢英男君
10番	高橋実君	11番	渡辺三男君
12番	塚野芳美君	13番	三瓶一郎君

欠席議員（なし）

説明のための出席者

町長	遠藤勝也
副町長	田中司郎
教育長	庄野富士男
会計管理者	遠藤博美
参事兼総務課長	滝沢一美
企画課長	横須賀幸一
税務課長	阿久津守雄
参健康福祉課長兼	渡辺清治

参事官兼 生活環境課長	緑川	富男	
産業振興課長 (併任)農業 委員会事務局長	三瓶	保重	
都市整備課長	高野	善男	
生活支援課長	郡山	泰明	
教育総務課長	猪狩	隆	
生活環境課主幹 兼課長補佐	渡辺	弘道	
都市整備課長 補佐	竹原	信也	
都市整備課長 補佐	林	紀夫	
内閣府原子力 災害現地対策官 本部審議官	熊谷		敬
内閣府原子力 被災者生活支援 チーム参事官	井上	博雄	
内閣府原子力 災害現地対策 本部住民支援班 長	鈴木	啓之	
内閣府原子力 災害現地対策 本部住民支援班 富岡町リエゾン	吉原	正淑	
資源エネルギー庁 原子力損害 対応室室長	森本	英雄	
福島復興局次長	中村	伸也	
福島復興局次長	浜辺	哲也	
福島復興局 参事官補佐	古宮	新五	
福島環境再生 事務所除染推進 チーム長	森谷		賢

廃棄物・リサイクル対策部企画課長	坂川	黒澤	川	勉
福島環境再生事務所県中・県南支所長				純
福島環境再生事務所室長補佐		近藤	慎吾	
福島環境再生事務所専門官		松永	暁道	
大臣官房審議官		奥主	喜美	
中間貯蔵施設手一ム長		藤塚	哲朗	
放射性物質汚染対策担当参事官室係長		村井	啓朗	
内閣府原子力被災者支援手一ム参事官		斎藤	和重	
内閣府原子力被災者支援チ一ム課長補佐		乃田	昌幸	

職務のための出席者

事務局長	角原	政田	實仁
事務局庶務係長			

付議事件

1. 区域の見直しについて
2. 仮置場・仮設処理施設について
3. 中間貯蔵施設について
4. インフラ整備について
5. 特別通過交通の概要について
6. その他

開 会 (午前10時43分)

○議長（宮本皓一君） ご案内のとおり、かねてより懸案事項でありました区域の見直しなど、今後の対応について、町と町議会が歩調を合わせて早急に進めていかなければならぬと考え、本日はこの難局を乗り越えていくための協議の場といたしましたく、急施の事件と判断しご案内を申し上げました。ご理解を賜りたいと思います。それでは、定刻になりましたので、ただいまより全員協議会を開催いたします。

出席議員は14名あります。

説明のための出席者は、町長、副町長、教育長、総務課長ほか各課等の長の皆さんであります。また、本日は、付議事件ごとに国より担当者の皆さんに説明出席をいただることになっており、その都度ご紹介申し上げることにいたしますが、お手元に配付した出席者名簿のとおりでありますので、ごらんいただきたいと思います。

次に、職務のための出席者は、議会事務局長、同庶務係長であります。

お諮りいたします。この会議は正式にまだ決定を見ていないものがありますので、非公開で進めさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） 異議なしと認め、非公開にすることに決しました。

なお、報道関係の皆さんには、頭撮りのみを許可しておりますので、よろしくお願ひいたします。

ここで、町長より挨拶を兼ねまして、全員協議会招集理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤勝也君） 臨時議会に引き続き、全員協議会ですが、よろしくお願ひいたします。

本日の全員協議会は、区域見直しにかかる協議と仮置場・仮設処理施設の候補地の調整について、並びに中間貯蔵施設の概要等及びインフラ整備について、また警戒区域内の特別通過交通の概要について各関係省庁より説明を受け、ご協議いただるものであります。区域の見直しについては、賠償と密接にかかわりがあるものでありますので、議員の皆様とよく議論し、調整してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

次に、仮置き場及び仮設処理施設については、今後の町の復旧を考えたとき、なくてはならない施設であると認識しておりますので、ご理解いただきたくお願ひするものであります。

中間貯蔵施設については、環境省より現地調査に入りたい旨の説明が町に対しましたが、皆様との共通認識を持つべく、本日説明していただくことといたしましたので、よろしくお願ひいたします。

次に、インフラ整備については、このたび復興庁から今後の工程について提示がありましたので、確認をいただくものであります。

いずれの問題も、町の今後の復興、復旧を考えたとき避けては通れない諸課題でありますので、今後とも議会と一体となり取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（宮本皓一君） ありがとうございました。

それでは、早速付議事件に入ります。

本日は、付議事件1から6までございますが、付議事件1の区域の見直しについてと、付議事件4のインフラ整備については関連がありますので、最初にこの2題を議題といたしたいと思います。

まず、区域の見直しについて町長より説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤勝也君） 区域の見直しについては、前回の全協で賠償と切り離しながら、もちろんこれは密接な関係ございますので、並行しながら区域見直しをすべくご相談を申し上げました。

その結果、議員各位の全会一致でご了承いただいたて、その後事務側の国との協議を3回ほどしてまいりまして、いろいろ国からの提案もあるございましたが、ここで議会とのいろいろな議論、検証をして、ここでやるという方向づけをする一つの第1のスタートにしていきたいと考えてございます。

今までの町と国との協議については、区域見直しと、これは賠償、これは当然並行して協議をしてまいりました。国からの3回の中でいろいろ提案はございましたが、基本的には我々は5年帰還できないというそういう問題については、当然これ

はもう曲げないし、妥協できないという考え方の中で、国といろいろ議論を展開してまいりましたが、まずインフラについては、国と町の協議が済んで後ほど国からの説明もございます。大体町のインフラの工程表と国との整合性はとれているということでございます。5年間の大方の目標というものについては、国から示されてございます。区域の見直しについては、当然3月31日を基準ということを今まで進めてまいりましたし、一貫して国はほかの自治体ともその3月31日を基本として今まで来たはずでございます。ただ、国のはうから最近、6月28日の航空モニタリングを基準にしてもという考え方にある程度の柔軟性を持ってございますが、後ほど説明あると思いますが、町側としてはあくまでも3月31日で3区域ということで、町民には全てこの情報は発信しておりますので、これについては我々はあくまでもこの考え方で進めてほしい。そして、3区域についても、帰還困難区域、居住制限区域、緊急時避難準備区域ですか、3つの区域についての賠償の問題、これを1つのもうポイントに絞っていろいろ協議してまいりまして、国からは後ほど説明あろうと思いますが、町としては一貫して賠償は一律平等という考え方、これをぜひのんでくれという話は今も変わっておりません。

ただ、区域の見直しについては、帰還困難区域は当然6分の6、それから国のはうから居住制限区域と解除準備区域については両方6分の5、残り1年分は追加払い、そういう形でどうかという話が出てまいりました。これについては、町側としては災害対策本部の会議の中でも大方としてはその考え方については十分に検討する余地があろうということになりましたが、これはあくまでも議会と相談しながら、今後国と詰めていかなければならないという考え方方が町側の今のスタンスでございます。あくまでも、結果的には全損扱い、一律平等、これは実現するということになるわけでありますが、ただ町民には帰還区域見直しを早く進めてくれ。それから、いわゆるその賠償金についても、早くまとめてくれという話も盛んに出てきております。そういう中で、ひとつ皆さんと考え方をよくすり合わせしながら、きょうは国にどんどんとこの考え方については議論、検証していただきたいというふうに考えておりますので、今までの経過と町の今考え方については以上のことありますので、それについて踏まえながらひとつご協議を賜りたいと思います。

以上であります。

○議長（宮本皓一君） ありがとうございました。

次に、内閣府原子力災害現地対策本部、熊谷敏審議官より挨拶を兼ねまして説明をお願いいたします。

熊谷審議官。

○内閣府原子力災害現地対策本部審議官（熊谷 敬君） 原子力災害現地対策本部の審議官しております熊谷でございます。本日は、こうしたような機会をいただきましてまことにありがとうございます。また、富岡町の皆様方には、この1年8ヶ月という大変長きにわたりまして大変なご苦労をおかけしていますこと、原子力政策を推進してまいりました国としても改めておわびを申し上げます。

区域の見直しにつきましては、ことしの夏から町と真摯に具体的な協議を進めてまいりました。その間、解除の見込み時期をめぐりまして一時協議が中断する時期もございましたけれども、先般全員協議会での区域の解除の見込み時期、区域の見直しと賠償とを切り離して具体的にそれぞれ進めるというような合意ができたということで、その後先ほど町長からお話がありましたように、3回にわたって精力的に議論を進めてきたところでございます。

その間に、2つの大きな事柄が明らかになったかと思います。1つは、この9月の末に6月の第5次の航空モニタリング、6月の線量を示す第5次の航空モニタリングが明らかになったことでございます。この航空モニタリングに基づいて富岡町の状況を見ますと、いろんなやり方はあるでしょうけれども、工夫によりましては帰宅困難区域がなくなって、バリケードを張る必要はなく、夜の森を分断するということも必要なない、町全域を一括して復旧、復興を可能になると、そういうメリットがあるということがこの6月のモニタリングで可能な状況になるということで、場合によってはこの6月のモニタリングを使うこともあり得るのではないかということを町側のほうにご提案を申し上げました。

ただ一方、これまで3月の末のモニタリングを使ってきたという経緯もあり、住民説明会との継続性等々もあり、町側のご意向としては十分ご検討の上、やはり3月末のデータをつくったほうがいいのではないかという話を承っているところで

ございます。

もう一点は、インフラ工程表でございます。町と復興庁の事務方が突っ込んだ真摯な議論を進めた結果、富岡川の南側は事故後に4年9ヶ月、また富岡川の北側についてはおおむね5年でインフラの復旧、上下水道、道路の復旧が可能ということが明らかになってまいりました。もちろんインフラだけではなくて、それに加えて生活環境の整備ということもあるわけですけれども、こうしたインフラの整備と並行して、このタイミングに合わせてそれは実施できるということを考えますと、町としては全町一律事故後6年という立場を持っておられるということは重々承知しておりますけれども、私どもは現在かけております避難指示というのは、憲法で定めております居住の自由というものを著しく制限する極めて異例な措置であるということを考えますと、できる限り早い、帰りたい人はできるだけ早く帰れる環境をつくる。そのために、線量のことはもとよりですけれども、生活環境、除染、インフラ整備をするということで、一刻も早くやるという観点からは、こうした環境が整備が可能になった段階で解除の時期を設定するのが適当ではないかというふうに思っております。その意味では今後区域の見直しのやり方はいろいろあるとは思いますけれども、帰宅困難区域については、解除の見込みの時期は6年、その他の地域につきましては5年ということでいかがかということを町側のほうにご提案を申し上げているところでございます。

ご案内のように、富岡町は双葉郡の経済、行政、教育、文化の中核でございまして、この双葉郡の復興という意味には、富岡町の復興なくしてないというふうに私ども受けております。一日も早くこの富岡町の復興を目指して具体的にインフラ整備等々町の復興を実現していきたいと、そういう観点から今般こうした解除の見込み時期をご提案させていただくところでございます。

インフラ工程表につきましては、復興庁の中村次長のほうからご説明を申し上げたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（宮本皓一君） ありがとうございました。

次に、インフラ整備について、復興庁福島復興局、中村伸也次長より挨拶を兼ねまして説明をお願いいたします。

○福島復興局次長（中村伸也君） おはようございます。福島復興局の中村でございます。

今ご紹介ありましたけれども、このインフラ復旧のその計画につきましては、町の都市整備課さんが中心となりまして、関係する部局、県の土木、企画部、あと相双農林とか建設事務所、あと水道企業団とか、あと環境再生事務所、もうとにかく関係する事業者全員で集まった会議を何回かやりましたし、全員で連絡調整しながら策定したものでございます。ですので、本日私のほうから説明をさせていただきますけれども、資料につきましては町の都市整備課さんからの説明もさせていただきたいと思っております。

ちょっと座って説明させていただいてよろしいでしょうか。お手元にかなり多くの資料を配付させていただいております。全部で5種類ございます。ちょっと確認をさせていただきます。これ、富岡町におけるインフラ復旧についてという平成24年11月、これが都市整備課さんのものです。あと、それに付随するものといたしまして、これです。円滑かつ確実な復旧工事実施のための課題、この2つについては、都市整備課さんから説明していただきます。その後、私のほうから3種類資料をお配りしております。まず、これが1つ目、富岡町におけるインフラ復旧についてというもの、それとこれちょっと大部になりますけれども、A4判の全部で15枚物の資料がございます。福島県富岡町と書いてある。各施設の復旧の方針が書いてあるものです。最後ちょっとA3、大きゅうございますけれども、この線表になっているものがございます。全部で5種類の資料を配付させていただいております。

それではまず、都市整備課さん、よろしくお願ひいたします。

○議長（宮本皓一君） 都市整備課長。

○都市整備課長（高野善男君） それでは、富岡町におけるインフラの復旧についてということで、うちの担当の林係長が来ていますので、林より説明させていただきます。よろしくお願いします。

○議長（宮本皓一君） 林係長。

○都市整備課復旧係長（林 紀夫君） おはようございます。まずは、富岡町における「インフラ復旧」についてというA4横判の資料をごらんになっていただきた

いと思います。

1枚めくっていただきますと、復旧の基本的な考え方ということでお示しをしております。この基本的な考え方を今復興局、中村次長がお話ししたように、関係団体等々にお示ししながら協議して、インフラ工程を作成したというようなことでございます。復旧の基本的な考え方については、まずはインフラの復旧の中のライフラインです。道路、上下水道、電気、通信、鉄道、ガス等々のライフライン復旧を最優先としますよというのが1点。

それから、インフラということになれば、教育施設、福祉施設、農林水産業施設等々ございますけれども、この復旧につきましては、除染やライフライン復旧の状況を見ながら、それから町民の皆様の帰町意向を確認しながらその時期を定めたいというのが2点目の基本的な考え方でございます。

それから、防火用水を兼ねる農業用水路でありますとか、今の状況で決壊のおそれのあるようなため池につきましては、ライフラインの復旧と同時期に復旧を行いたいというのが3点目の基本的な考え方です。その間、本格的な復旧が成るまでの間は、安全確保のための応急かつ簡易な修繕を行いますよというのが基本的な考え方でございます。

2枚目めくっていただきたいと思います。2枚目、復旧工事の完了時期の目標ということでお示ししております。ライフライン施設につきましては、後ほどお示します復旧の着手区域、時期というところで、ブロックごとに復旧を計画しておりますが、ブロックごと着手から36ヶ月で完成させることを目標としたいというふうに考えております。このことについては上下水道、その他、各事業者の方々にも同時期までの復旧を求めていきたいというふうに考えております。

それから、生活する、それから暮らすというような観点からのインフラ施設でございますが、除染、それからインフラ復旧作業が計画どおり進捗したということを前提に、5年後までの、発災から6年後までの復旧を目標としたいというふうに考えております。

もう一枚めくっていただきますと、第1段階の帰町を5年後（発災から6年後）とする理由をお示ししておりますが、これはこれまで議会、それから町長等々説明

申し上げておりますので、読んでいただければというふうに思います。特にライフライン、それからその他のインフラの施設復旧ということもございますけれども、津波浸水区域の今後のあり方ということについての考え方をまとめ町の復興計画を提示しなければ、やはり町民の皆様に帰町を促すということは難しいこともありますので、この辺もつけ加えてお示ししたところでございます。

もう一枚めくっていただきますと、復旧工事の着手区域、それから時期というようなことでお示ししております。まずは、先ほど申し上げましたように、復旧工事は町を3区域にブロック分けしまして、それぞれ着手をしていきたいというふうに考えております。まず、一番最初にやりたいというところは、富岡川の以南区域、富岡川から南側の区域をまず復旧に着手していきたいと。続いて、富岡川の区域でJR常磐線より西側の区域、その次、3番目でJR常磐線より東側の区域というような設定をしております。このことにつきましては、お手元、内閣府のほうからも資料が出ておりますが、放射線量の状態、状況というところからも勘案して、このようなブロック分けをしておきました。

ただし、復旧工事の着手の時期につきましては、空間放射線量が年間20ミリシーベルト以下相当となったときに原則着手しましょうということを基本としております。ただし、除染の状況等々で線的なライフラインというか、線的な施設につきましては、先行除染が済んで20ミリシーベルトというものが確認されれば、面的な状況で20になっていなくても、着手する場合があるというふうに考えております。

あと、調査等々につきましては、先行してやる必要がございますので、20ミリシーベルト以下相当にこだわらず、必要であれば入っていきたいというふうに考えております。

2枚目の円滑かつ確実な復旧工事の実施のための課題というものを見ていただきたいのですが、この2枚目めくっていただきますと、先ほど申し上げました富岡川以南区域、それから富岡川の北側でJRより西側の区域、東側の区域というようなブロック分けをしたというのがこの図面でございます。

1枚目戻っていただきますが、インフラの工程表につきましては、除染作業や廃棄物、それから仮置き場の設置が予定の進捗を見たということを前提に作成してお

ります。ということでございますので、さまざま不測の事態が発生して、これらの作業が予定どおりということにならないということになれば、これからご説明申し上げます工程表も若干おくれが生じたり、それから変更が生じたりということが考えられますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

今後インフラ施設の復旧を進めていく中での課題ということで、5点ほどお示しをしました。1点目が除染工程の明確で現実的な提示、それからその実行ということでございます。それから2番目で、早急なる廃棄物の仮置き場の設置が必要であろうということが2番目です。3番目については、復旧工事由来物というものを原則リサイクルしたいと。仮置き場の関係もございますので、リサイクルというふうに考えておりますが、リサイクルする際のリサイクル品は、資材というふうに捉えますので、その資材保管場所の確保も必要であろうというのが3点目です。それから4点目で、復旧工事に従事される方々の確保も必要であろうと。除染と復旧工事が重なった形で進んでまいりますので、復旧工事従事者の確保も必要だということの観点でございます。それから最後に、当然でございますが、復旧工事事業者の健康管理体制の確立をしていかなければならぬということで、5点ほど課題を挙げさせていただいております。

私のほうからは以上でございます。

○議長（宮本皓一君） ありがとうございました。

はい。

○福島復興局次長（中村伸也君） では続きまして、残る3種類の資料についてご説明させていただきます。

それでまず、この大きいやつをごらんいただけますでしょうか。ここには、富岡町さんの中にある県の施設、あと富岡町の施設です。要は、関係する全ての施設についてその工程が書かれております。見方についてご説明いたしますと、例えば下水道とある公共下水道の富岡浄化センターをごらんいただきますと、24年度、現在調査、設計中で、査定が25年の7月から、この時期に査定を受けると。工事につきましては、25年の10月に着手すると、そんなふうに見ていただければ結構かと思います。全てそういうふうにつくられております。

それで、このうちここにあるそれぞれの工程の工事着手というところ、着手を区域にまとめたものが先ほど林さんがご説明されましたこの図になります。この図です。これ見ていただきますと、この真ん中に灰色の線があるのがこれ富岡川です。縦に入っている灰色の線がこれがJRです。ですので、富岡川から南については、平成25年10月から工事に着手、その北のJRから西については、平成26年1月に工事着手、東側については、26年4月から工事着手ということになります。この前提といったしましては、環境再生事務所さんのほうで工事着手する以前に除染をして、工事ができる状態にするということの約束は得ております。

それで、それぞれの各施設の復旧の考え方を書いたものがこれ、A4のちょっと厚い資料ですけれども、15ページ物になっております。これちょっと厚うございまして、これらについて簡単に取りまとめたものがこの資料、裏表の1枚物でございます。富岡町におけるインフラ復旧についてという題がついております。これに基づきまして説明させていただきます。まず、基本方針です。これは、先ほど林さんからご紹介ありましたように、放射線量、南から順に減衰していきますので、南地区の優先を先行いたします。道路、上下水道等のライフラインの復旧を優先することです。

この1ページ目には、ライフラインの復旧について取りまとめたものでございます。1ページ目がライフラインの復旧です。ここで、着工後標準工期は2年を設定しております。2年というのも、災害復旧につきましては、着工した年度を含めて3年、この期間しか国の補助の優遇措置が受けられません。ですから、標準工期として2年と余裕を持って設定したということです。

富岡川の南地区、これ富岡川の南地区については、内陸と沿岸で分けております。というのも、沿岸部津波の影響を受けておりますので、実際には海岸の防災施設の効果をシミュレーションして、復興の町づくり計画を策定した上でどんなふうに整備するかというのが決まってきますので、沿岸部と内陸部で分けております。

富岡川の南地区、内陸部です。公共下水道の浄化センター、これは平成27年の線表を見ていただくとわかりますけれども、10月に着工することになっておりますので、それから2年ということで、平成27年の9月に暫定完了の予定です。あと、公

共下水道の管渠につきましては平成27年の12月、町道につきましては27年9月と。あと、上水道につきましては南の配水池、富岡南系配水池の復旧を行いまして、順次南から北のほうに向かって復旧をしていきます。完了が平成27年の12月の予定となっております。なお、公共用水道につきましては、もう24年度に応急復旧をして、24年度に応急復旧、25年度に本格復旧を終えるという予定です。この全ての施設が全て復旧が終わるのを見ますと、平成27年の12月に復旧完了するように目指しましょうという計画になっております。

あと、富岡川の南の沿岸部につきましては、先ほどご紹介いたしました。シミュレーションした上で決定するということです。

あと、富岡川の北地区です。これは放射線量の減衰、あと除染の実施状況に合わせてライフラインを復旧するという基本方針でございます。そのもとに算定いたしますと、公共下水道、北の地区ですけれども、28年3月に完了予定、蛇谷須の特環と上手岡の農集排、これ同じ工程になっておりますけれども、浄化センターについては26年1月より試運転、管渠については27年の12月に完了予定となっております。町道につきましては、28年3月が完了予定でございます。

なお、上水道につきましては、これ関根浄水場の機能を回復する必要がございますけれども、まだ調査ができておりません。ですから、上水道のその復旧については未定ということです。

今度一番下の県道です。県道につきましては、ここに書いてあるとおりですけれども、大体復旧工事3年で完了するという目標でございます。

裏面をごらんください。これ、あとは個々の施設になります。抜粋して説明させていただきますと、海岸につきましては工事の復旧工事おおむね5年程度。河川につきましては、警戒区域の解除後に詳細調査を行うと。これが町の管理河川。そして、県の管理河川については、25年度中に査定とその後の工事着手。あと、河口部につきましても、海岸との調整が必要となってきますので、海岸と同じく着工後おおむね5年程度で完了予定となっております。

漁港につきましては、全体地盤沈下しておりますけれども、原形復旧を基本とするということです。復旧はおおむね3年です。

あと、農業用施設ですけれども、これは農道とか用排水路被災状況調査の実施時期は未定ですが、生活道としての機能を兼ねる農道、あるいは堤体の一部崩壊が確認されたため池、あと防火用水路を兼ねる水路の復旧については、これ町道の復旧と同時期にするということにしております。

7番の海岸防災林の再生につきましては、町の復興計画の内容等を踏まえまして計画を策定すると。公共建築物につきましては、役場庁舎を除きまして除染、ライフラインの復旧状況を見ながら、町民の帰還状況を見ながら、あわせて復旧計画を定めるということ。

あと、除染と災害廃棄物の仮置き場につきましては、現在環境省さんが調整中でございます。

最後に、鉄道についてもここで書かせていただいております。北から順番に並べております。亘理から浜吉田は、平成25年春に再開見込み、その南、花吉田から相馬は29年春に再開見込みです。相馬から原ノ町は再開済みで、あと原ノ町から広野間、ここが関係しますけれども、これ現在復旧方策の検討中ということでございます。

以上でご説明を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（宮本皓一君） ありがとうございました。

区域の見直し、インフラ整備についての説明が終わりましたので、これより議員の皆さんよりご意見をいただきたいと思います。

13番、三瓶一郎君。

○13番（三瓶一郎君） 当初に町長からの説明ありまして、それでただいま関係各位から説明ありましたけれども、この5年後の、いわゆる6年後のときに富岡の人口がどのくらいになるかの推計をしないで、ただ単に漠然と除染、それからインフラの整備というようなことを言われても、果たして6年後の人口の推計、推定をどのように見ているのか。それによって、方法あるいは投資の額も大分違うのだろうと思うのですけれども、この辺についてお答えいただきたいと思います。

○議長（宮本皓一君） では、お願いします。

○福島復興局次長（浜辺哲也君） 復興庁福島復興局で中村とともに次長をさせて

いただいている浜辺と申します。よろしくお願ひいたします。

どの程度住民の皆さんお戻りになるかということにつきましては、ただいま復興庁のほうで各町、村とご相談しながら住民意向調査というものをさせていただいております。富岡町さんにつきましても、事務方で打ち合わせを進めておりまして、皆様がお戻りになるとおっしゃる方、いや、戻らないとおっしゃる方、あるいはまだわからないとおっしゃる方、それぞれ何名ぐらいいらっしゃるかということを全住民を対象にした調査を準備させていただいております。この調査結果の実施はこれからでございますので、この結果がまとまるのはもう少し先ということになりますけれども、現時点では何人戻るかということは特に前提は置かず、まずあるもとのインフラを復旧するということで、こちら中村のほうで町とともに検討させていただいたところでございます。

○議長（宮本皓一君） 13番、三瓶一郎君。

○13番（三瓶一郎君） 結局何か今の答弁は、非常に抽象的な答弁に聞こえるのですけれども、過去に大変、ここは非公式な席ですからあれですけれども、同じ双葉郡で広野町、川内村、こういうところで実際解除されていても、まだ10分の1も帰っていないということなのです。

そうしますと、これいろいろとこれだけの資料を集めて説明されても、果たして6年後にどれだけ帰るのか、あるいは10年後にどれだけ帰るのか、そういう基礎的なものをきっちりとしたアンケート調査を再三にわたって密にやっていった結果に基づいてからでも遅くはないのではないかという気しますけれども、いかがですか。

○議長（宮本皓一君） はい、浜辺次長。

○福島復興局次長（浜辺哲也君） よろしいですか。

全くご指摘のとおりでございまして、そのアンケート調査何回もやっていく必要があるというのはおっしゃるとおりかと存じます。

ただ、これからインフラ復旧にどれぐらいかかるかということについて、国の考え方、町の考え方をお示ししながら、そういういろいろなその前提条件が出てくるわけでございますので、除染がこれぐらい進む、インフラ復旧はこれぐらいタイミングだ、そういうのをお示しした上で皆さんではその上でどう戻ろうとするのか

どうかということはお伺いしていく必要があるかと思います。ただ、そうした住民意向調査繰り返すには、非常に長い時間かかりますので、先ほど町長からもお話をございましたように、できるだけ早期に区域見直しを行い、できるだけその賠償の支払いについても見通しを立てるという観点からまいりますと、その住民意向調査に余り時間をかけ過ぎても、またその結果を見てからということでございますと、いろんな物事の決断が遅くなるのではないかと考えまして、現時点のインフラ復旧の工程をお示しさせていただいたと、こういう次第でございます。

○議長（宮本皓一君） 13番、三瓶一郎君。

○13番（三瓶一郎君） どうも私には説明が現実的ではない、抽象的にしか聞こえないのですけれども、我々の議会のルールで3度だけの質問しかできませんので、最後になりますけれども、私は先ほど申しましたほかの町村も10分の1しか帰っていないという現実を見ますと、富岡町の場合はこれほどの資料をつくっておいて皆さん説明に来られても、やはりもっと大事なのはそのアンケート調査を、確かに時間かかると思いますし、またお金もかかることだろうと思うのですけれども、そういうものを積み上げていって初めてこういうことに入っていくのだろうと、こんなふうに思います。いかがですか。

○議長（宮本皓一君） はい、中村次長。

○福島復興局次長（中村伸也君） ちょっと私が言うのは僭越かもしれないのですけれども、インフラの復旧をどうするかというのは、これは確かに町さんの決定です。町さんの決定事項です。

ただ、私技術者として言わせていただきますけれども、このインフラに整備することにより、その便益が町民全て、広く言えば国民全てがやっぱりひとしく受けるべきものだと、私技術者として考えております。そういう点で、富岡町さん全く一人も帰らないというのであれば、確かに整備もうする必要はないかも知れないのですが、一人でも帰る、1人以上は恐らく帰ると思います。であれば、その人のために、その人が帰れるようにやはりインフラは整備すべきであると、私はそのように考えております。

○13番（三瓶一郎君） 議長、質問と答弁と食い違っています。もう一度質問して

よろしいですか。

○議長（宮本皓一君）　いいですよ、どうぞ。

○13番（三瓶一郎君）　結局私たびたび申し上げる非常に抽象的だというのは、1人帰ってもその人のためにインフラ整備をする。ライフラインを整備する。そういう根拠で物を進めたのでは、私は全くきょうのこういう会議は意味をなさないだろうと、こんなふうに思うのです。

ですから、もう少し具体的に、厳密にやっていかないと、ただあなた方のおっしゃっている非常に抽象的なことで、予測もきっちり立てていないことを再三やられたのでは困るので、私はこれで質問終わりますけれども、もっとアンケート調査などを5年後、6年後、10年後のものをきっちり出した上で、またこういう機会を設けていただきたいと思います。答弁結構です。議長、終わります。

○議長（宮本皓一君）　9番、黒沢英男君。

○9番（黒沢英男君）　付議事件、順番を追って1番目の区域の見直しについて、これから始まらないと、このインフラ復旧まで行かないのです。

なぜ富岡町だけがこの航空モニタリング調査の2012年3月31日の時点ではなくて、2012年6月26日時点の線量分布図を使って、これからこの問題に入るわけなのですが、ここに来られています内閣原子力災害対策本部のほうでは、何か先ほどの説明によりますと、この6月28日時点の線量分布図でこの区域見直しをしたいようなことを言われていますが、浪江町、大熊町はもう3月31日の時点の線量分布図で決められているのです。まして、先般夜の森の除染のモデル事業で2カ所、役場含めて3カ所やっておられますよね。その除染結果を見ても、まだ夜の森公園はあのグラウンド入ったところでさえ3.3ぐらいあるのです、マイクロシーベルト。当時恐らく7ぐらいのマイクロシーベルトあったと思います。それから比べると半減しています。これは事実。半減ぐらいの値なのです。当然これはこの線量分布図、だって私先ほど言いましたように、浪江町、大熊町がこの3月31日の時点の線量分布図で区域見直しをしているという事実があるのだ。なぜ富岡町今まで持ってきて、本来は住民説明会でも、先般の住民説明会でもこの3月31日の説明しかしていないのだ。6月の大半は、これは反対していますから、だからその辺も十分踏まえて決

めていただかないと困るのですが、その辺の考え方をもう一度伺っておきます。

○議長（宮本皓一君） 井上参事官ですか。

○内閣府原子力被災者生活支援チーム参事官（井上博雄君） 原子力被災者支援チームで参事官やっております井上でございます。お答え申し上げます。

おっしゃるとおり大熊町につきましても、あるいは浪江町につきましても、あるいはその他市町村につきましても、3月時点のモニタリングを使用しております。我々といたしましては3月、6月、双方ともに活用できますということではあります、最終的にどちらをお使いになるのかは、町あるいは議会のお考えに従うというふうに累次から申しております、先ほど町長からのご指摘ございましたとおり、富岡町役場とされては、3月のモニタリングをお使いになりたいということでありますので、そうであれば国としてもその方針に従うということでございまして、町のご方針に反して6月を強要するという考えは毛頭ございません。

○議長（宮本皓一君） 9番、黒沢英男君。

○9番（黒沢英男君） わかりました。

ですから、やはりこの現状を見ますと、この後のインフラ、この図面を見ますと、ずっとこの工事着手時期を見ますと、平成25年10月から工事着手と。それで、26年1月、26年4月というふうに一応なっておりますが、これはそんな早い時期に全域を除染するなんていうことも私は考えられないことですし、やっても無駄かなと。やはり線量の高い地区は、ある程度この自然減衰を待ってからやられたほうがいいのかなというふうに私は考えられますが、一斉に富岡地区をこの年度に従ってずっとやっていくとなると、相当、何回か除染するのなら構わないです。1度ではなくて2度、2度ではなくて3度ぐらいやるのであれば、どんどん、どんどん費用をかけてどこまでもやっていくのであれば、そのような考え方もできますが、その辺の考え方も一応お示ししていただきたいと思います。

○議長（宮本皓一君） 都市整備課長。

○都市整備課長（高野善男君） 今除染の件でございますが、除染については、このインフラの整備計画に基づきながら、どういう対応をしていくかということで今工程表を作成中でございます。

ただ、今一番ネックとなっている仮置き場等が交渉等もまだ進めていないような状況でございますので、この分については多少工期がおくれる可能性は高いのかなということで受けております。それで、平成25年の10月川南、この分とか平成26年1月、平成26年4月の着工というふうな図面が出ていますけれども、これについては、インフラで線的な部分については先行的に除染を実施していきます。それによって、20ミリ以下にして作業員を入れて災害復旧等のインフラに対応するということで、環境省とは詰めをしております。

以上です。

○議長（宮本皓一君） 9番、黒沢英男君。

○9番（黒沢英男君） わかりました。

再三申し上げますが、例えば年間20ミリシーベルト以下にならなければ除染に入らぬ。以下になれば除染に入るということなのですが、以下にならなければ……

〔何事か言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） 9番、黒沢議員、意見を要約して、時間があれしますからお願いします。

○9番（黒沢英男君） ですから、その除染に入る、どのぐらいの線量で入るのか。例えば今度一番わかりやすく言うと、帰還できる、できないというのは、年間にどのくらいで考えられているのか。年間でミリシーベルトで結構です。

それに伴って、やはり除染もそれ以下でなければ、当然以下にしなければだめなわけですから、これは何回、1回で除染できない場合もあり得るのですよね。今のモデル除染の結果、私言いましたとおりこの夜の森公園の除染のモデル結果を見ますと、まだ時間当たり3マイクロシーベルト以上あるのです。私先般はかってきましたが、そういう場合においては、もう何回か除染するのかしないのか、それだけちょっとお伺いしてからあれします。

○議長（宮本皓一君） 9番、黒沢さん、今区域の見直しとインフラ整備についてですから、後ほど除染は出てきます。その辺をきちっと把握して問題提起してください。

町長。

○町長（遠藤勝也君） 今の黒沢議員の質問については、午後からの環境省の説明の中で質問なされて確認したほうがいいと思いますが、よろしくお願ひします。

議事進行上、議員の皆さんにお諮りしますが、きょう国のはうから3月31日の一応区域の見直しの案が2案出ています、3月31日についての。基本的には、町のほうでも私冒頭の挨拶で申し上げましたとおり、もう3月31日でこれは前回の7月末ですか8月ですか、全協で1回目の素案を示されて、皆さんのご意見を伺いながら微調整するというような話まで作業しました。その後の作業の修正を含めて、町側のこの案の図面ができていますので、今お配りしますが、よろしいでしょうか。これを参考にしながら国のはうともいろいろご質問していただければと思います。いかがですか。

〔「配ってください」と言う人あり〕

○町長（遠藤勝也君） はい。では、どうぞ。

〔資料配付〕

○議長（宮本皓一君） それでは、資料の配付、配付漏れありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） それでは、これについてご説明をお願いします。

都市整備課長。

○都市整備課長（高野善男君） 皆様の手元に区域見直し案としてA3の資料が第1案と第2案がそちらのほうに入っているかと思います。

まず、第1案については、前回の全協の中で打ち合わせした中で、これはあくまでも行政区界を区域の設定しております。大菅行政区については、鉄道の東側を帰還困難区域というふうな形状になっております。居住制限区域と避難指示解除区域については、行政区並びに大字また字並びに道路、河川等で区域を設定している案でございます。

第2案については、前回皆様のほうから緩衝区域を少し持ったらしいのではないかということで意見をいただいたということで、ここの部分に緩衝地域を設定した図面でございます。ただ、この緩衝地域を設定することにより、小浜、王塚行政区の一部を帰還困難区域の中に入ってしまうということで、大菅行政区については前

と同じような形状の帰宅困難区域としております。大きな差としては、ここの小浜と王塚行政区の一部を帰還困難区域に表示して区域を設定してしまうということでございます。

町といたしましては、区域見直し案の第1案、行政区界によって区域を設定して、一部3月31日では線量が高い部分があるのですけれども、6月28日現在であればこれだけ線量が下がっているので、こんなこと言うとまずいのでしょうかけれども、緩衝地域もこれでとれるのかなというふうに考えまして、町といたしましては、第1案を提示したいということでございます。

以上です。

○議長（宮本皓一君） 説明が終わりましたので、質疑を承ります。ありませんか。

12番、塙野芳美君。

○12番（塙野芳美君） これは、高野課長のほうに聞いたほうがいいのですけれども、今行政区界と言いましたね、基本的に。

前に私1点指摘しておいたところがこれそのまま全く変わっていないですよね。2分していますよね。何変えたのですか。

○議長（宮本皓一君） 都市整備課長。

○都市整備課長（高野善男君） 居住制限区域と避難解除区域についての部分だと思います。

この部分について、うちのほうも足したような検討をいたしました。それで、内閣府等にも話をいたしまして、実際に中で修理とか何かについても、同様なことができるということで回答いただいておりますので、できるだけ安全側に立って区域設定をいたしました。全然変わっていないというわけではなくて、部分的には上郡山地区とか大膳町の部分についても考慮したつもりで線は引いたつもりでございます。ですから、黄色い部分については、皆さん家とか何かの修理が業者を連れて修理ができないよというような前の説明だったかと思いますけれども、それについては同様に補修する業者を連れて屋根とか何かについても補修ができますよというような回答をいただいておりますので、ただ線量がちょっと高いので、それについての制限がなるべくしてほしくないということでできております。

その中で、内閣府から避難指示区域に、ご自宅にということで、別添資料が行っているかと思いますけれども、未定原稿なのですけれども、ご自宅についての見直し後の避難指示区域とか、この中に居住制限区域の留意点ということの中に、赤い文章で表示されていますけれども、⑤です。上記の活動に付随するためにも、立ち入りの注意ということで、事業者による復旧に向けた資材等の補修、修繕、荷物の運搬、住居等による修繕工事を目的とした立ち入りも認めますよということでなっております。これによって、居住制限区域と準備区域の住民の方はある程度救われるのかなということで設定いたしました。

以上です。

○議長（宮本皓一君） 12番、塚野芳美君。

○12番（塚野芳美君） いや、ですから、これ配られている資料に書いてあることは、全部ではないけれども、あらかた読んでいてわかっているのです。

そうではなくて、課長、あなたは前も言った。それから、後で町長にも私確認したいのですけれども、前回の会議で町長、この居住制限と解除準備区域の線引きは、町のほうの考え方で相當に変えられるから大丈夫だよという話だったのです。余り本当は私この個体名言いたくなかったのですけれども、西原行政は真っ二つにぶつた切っているのです。ですから、いろんな能書きはどうでもいいですから、それはここにある資料はわかっているのですから。このところ、ですから安全サイドだったら西原行政区をそっくり何で黄色に入れないのですか。ちょっと露骨な話だから、私本当に言いたくなかったのですけれども、あなたには非公式にもこれ言っていますよね。これほとんど半分です、人口の。このうち何人帰るかわかりませんけれども、コミュニティーを大事にして行政区を基本的には分割しないという基本方針でやってきたはずなのに、どういうふうに説明するのですか。

○議長（宮本皓一君） 都市整備課長。

○都市整備課長（高野善男君） 確かに議員の方から、塚野議員からは西原行政区を分断しないように、または清水行政区等も検討してくれないかというような意見を私はいただきました。

その中でも、うちのほうといたしましても、実際に多種多様の問題はあるかと思

いますけれども、この中で東電の住宅等がありまして、その部分については、早急に帰って東電の職員がそこに住んで、施設を除染等の協力をしたいとか、そういう意見もありましたので、うちのほうといたしましては、こういう準備区域の中に計上いたしました。全体的には、全部黄色にすればいいであろうということであれば、今後検討して修正は可能かと思います。

以上です。

○議長（宮本皓一君） 12番、塚野芳美君。

○12番（塚野芳美君） ちょっとでは、逆に国のほうにお尋ねしますけれども、こうやって1つの行政区のほぼ半分の面積が居住制限区域と解除準備区域になった場合に、一括セーフティーサイドで居住制限区域にして何か国のほうの考えの中で問題ありますか。

○議長（宮本皓一君） はい。

○内閣府原子力被災者生活支援チーム参事官（井上博雄君） 一般論で申し上げます。

というのは、この西原行政区につきまして、面積等我々承知し切れておりませんけれども、今議員がご質問がございました特定の行政区あるいは国ベースで言いますと、大字であったり小字ベースであったり、それぞれのコミュニティーをまとまりにして区分けをしていきますが、行政区であれ、大字であれ、小字であれ、その中に複数の線量域がある場合については、面積か人口の多いほうに合わせて全体を塗るというのが今までの通例でございます。他方で、もちろんその境でなければならないというわけではなくて、道路であるとか、一般の住民の方々が識別できる境界がある場合には、そこで切るということも可能としております。

○議長（宮本皓一君） 12番、塚野芳美君。

○12番（塚野芳美君） これ、微妙なあれで、人口も面積としてもほぼ半分なのです、私もはかったわけではないので、余りあれは正確には言えませんけれども。

それで、課長、逆に東電のあそこの社宅を使って住まわせたいからなんていうのは聞きたくもない話、言いわけです。

○議長（宮本皓一君） 都市整備課長。

○都市整備課長（高野善男君） 確かに言いわけだかもしませんけれども、私といたしましては、そういうボランティアで除染をしてくれるとか、そういうものが上がっていれば、できるだけうちのほうは対応していきたいというふうに思っております。

人情的に、あとはガソリンスタンドとか、あとは自動車工場とか、そういうものについても早期に対応できるようなことを考えると、沿線沿いでどうしても西原行政区の部分については、こういうふうな準備区域に設定をしたいというふうに町側では考えたものですから、こういうラインを引かせてもらいました。

以上です。

○12番（塚野芳美君） 終わります。これ以上言ってもしようがない。

○議長（宮本皓一君） 4番、安藤正純君。

○4番（安藤正純君） 今塚野議員の件なのですけれども、このマップ自体環境省でつくったマップだと思うのですけれども、これ屋外8時間とか室内16時間とか4割カットでつくったマップだと思うのです。だから、そもそも高いところを低くつくったマップだから、住民の方がここを制限区域に入れてくださいと言っても、何ら全然問題ないと思います。

先ほど熊谷審議官は、住民説明会や何かではよく海外の例えば自然の放射線の話とか、20ミリで帰すとか、かなり帰したがっているようだけれども、私たちは富岡町は帰還の条件を1ミリと言っているので、かなりハードル高いのです。そういう中で、困難区域は6年とか、制限区域、準備区域は5年とか、その解除準備区域を国が先ほど熊谷審議官言いましたけれども、ここにおいてはかなり低線量被曝には厳しく考えているので、その辺は富岡に入ったときには厳しく、ハードルが高いからそのところは認識違うので、ちょっと気をつけてもらいたい、そういうふうに思います。

課長にもお願いしたいのだけれども、確かに東京電力が協力したい。協力したいのであれば、東京電力の人だけそこに住むこと許可することは別に可能だと思うのです。だから、住民の方に関しては、制限区域でいいではないですか。このマップそのもの自体がかなり薄くつくってあることはこれ確かだから、こういうマップは

もう屋外で作業するのだから、木造の遮蔽率、緊急のときに使った計算方式、あれは使うべきではないと、私はそう思うのです。何で今になって、もう1年8ヶ月もたっているのに緊急時で使った計算方式使うのか、それが不思議でならない。もうそろそろこういうマップではなくて、まともなマップつくるように環境省、あと午後からとさっき町長言ったので、私も我慢していたのだけれども、とにかく内閣府は戻したい、戻したいよりも、何人戻るかもちゃんときっちりデータとってから戻すことを考えてほしい。

長くなってしまうから申しわけないけれども、課長、これ修正可能だったらば西原を制限区域に入れて、できればこの見直し案1でやってほしいなと私は思います。

あとほかの議員の意見も聞いてください。

○議長（宮本皓一君）ほかにありませんか。

11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君）前回もいろいろ言った経緯はあります、やっぱり安全第一ですので、確かにいろんなスタンドをオープンさせなければならないとか、電力の宿舎を使いたいとか、いろんな考え方あると思います。

安全側に水を引かないで、危険側に水を引くことによって、復旧が進むという厳しい現実もあるのです。危険側に線を引いていけばいくほど、除染して復旧、インフラの復興、復旧に早くかかるという利点はありますが、やはり健康が第一ですので、町民を危険な場所に連れていくわけにいかないと。そういう観点から言うと、やはりもう少し広げざるを得ないと。西原地区当然言っていますが、行政区を1つにして黄色で染めても何ら支障はないと思います。

あと夜の森地区も、そういう状況が生まれるのかなと思うのです。線引きが町の真ん中で線引かれるわけですから、では線引いて帰還困難区域になったところと、移住制限ですか、居住制限区域になったところを線一本で分かれるわけですから、線引いて右側は危険です。左側は安全ですよと、そんな線引きは絶対できないですから、町全体をもう帰還困難区域にするとかときちつとした線を引いていかないと、町民の健康は守れないと思います。ましてや、国では年間被曝線量20ミリと、そういう本当に寝ぼけたような線量出しているわけですから、先ほど安藤議員が言

つたように、室外8時間、室内16時間で計算して20ミリなんてとんでもない数字を言っているわけですから、その辺は町はしっかり目を開いてやっぱり区域割りすべきだと思います。これでは、私は納得できないです。

○議長（宮本皓一君） 答弁。

都市整備課長。

○都市整備課長（高野善男君） 皆さんの意見が西原行政区については安全側に立ってほしいということであれば、修正をいたしまして、再度図面等を作成いたしまして、提出したいと思います。

○議長（宮本皓一君） 11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君） はい、ありがとうございます。

今回は、しっかりと修正していただきたいと思います。といいますのは、前回もこういう話ししているのです、同じ話。前回も同じ話しているにもかかわらず、何も変わって出てきていないのです。やっぱり区域割りは最大限に町民の健康を考えた区域割りではないと私はいけないと思いますので、その辺をぜひ考慮願いたいと思います。

○議長（宮本皓一君） 答弁いいですね。

○11番（渡辺三男君） いいです。

○議長（宮本皓一君） 10番、高橋実君。

○10番（高橋実君） 私は、図面見た状態でも区域割りというけれども、今の富岡町民は国も執行部もわかるとおり、線量計ぶら下げて6回出入りしているの。そうすると、ここは帰還困難、準備となったときに、俺のところは何ぼあったとわかっているのです、もう今となっては。低いほうが重きあって、高いほうが軽きあるような区分けはできないのです、もう。遅いのです、富岡の場合は。

だから、低いほうに合わせるのではなく、高いほうに合わせた状態で線引きしないと、我々議会、執行部がこれで了解しますよと言っても、町民理解しませんし、了解しません。そこら辺、基本的なところに立って見てください。線一本引いて仮に帰還困難と、準備となったときに、困難より準備が高いところもありますから、道路一本で。そこを線引くわけにいかないでしょう、国のお偉方さんも。一番大事

なところです、高いところに合わすこと。それがまたがった区域になろうが、そこら辺よく頭に置いた状態で線を引いてもらわないと、私ら議会議員も腹切るようだし、執行部も腹切るようなのだ、あなたらは帰ればいいのでしょうかけれども。富岡に来て住みますか、子供連れて。どうします。ちょっと1人ずつそこら辺、自分の今の立場で我々の身になったとき、子供、弱い老人連れて戻る自信ありますか、どうですか。口だけでなく、実行に移してやることできますか。できないのだったら、被災者の目線に立ってやってください。やるべきですから。そのために国から給料もらっているのでしょうか、あなたら。私も、町民守るがためにここに座っているのですから、伊達や醉狂で座っているのではないのです。あなたの顔色うかがつて物事をしゃべっているのではないですから、現状に合ったよく判断して。航空写真だ、モニタリングなんかどうでもいいですから、現地に行ってはかってください。その上でマップつくってください。答弁は要りませんから。

○議長（宮本皓一君） 高橋議員、実はこのものというのは、私ども議会と執行部側がつくったものですし、これをこれで了解をいただければ国にこのようにしてくださいということでこれからお願ひするものですから、これについては我々の中でもう少し煮詰めなければいけないのかなというふうに私も考えております。

10番、高橋実君。

○10番（高橋 実君） そういうことであれば、ここでこれは大反対です。

以上です。

○議長（宮本皓一君） その反対の理由等については、今ほど述べられたことですね。

ほかにありませんか。

5番、宇佐神幸一君。

○5番（宇佐神幸一君） 先ほど説明の中に1つだけ確認をしたいと思ったのですが、復旧工事の件で町からの説明のほうの中に、実際これから復旧工事の着手時期のところにおいて、一応除染をしながら進めるということなのですが、もちろんそれは正しいと思ってお願いしたいと思うのですが、その中に一応これから進めるに当たって、20ミリ以下を相当しながらと書いてあるのですが、実際的にいろいろな

幅が出てくると思うのですが、できれば1つお願いということ、要望でも結構なのですが、それにかかわる業者、またはその業者についても、基本的に町民の方が多く従事する場合が多いとは思うのですが、その点に対して健康ということ、安全を考えると、やっぱりその点町もある程度考慮しながら、どれだけの線量をある程度保ち、簡単に言いますと、1ミリは無理だとしても、工事するに当たっての健康的な位置というか、その地位というか、その線量の幅をある程度考慮しながら、今時点では算定するのは難しいと思いますが、その点に対しては一番行う方の安全と健康を重視して行っていただきたいということだけは要望させていただきます。

以上です。

○議長（宮本皓一君） そのほか皆さんから意見まだまだありますか。この区域見直しとインフラについてです。

〔「あります」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） あれば、それではこれは午前中に皆さんのお見が出尽くせば、この2つは終わろうかなと思っていたのですが、午後1時まで休議します。

休議（午後 零時04分）

再開（午後 1時00分）

○議長（宮本皓一君） それでは、再開いたします。

午前に引き続き、付議事件1、区域の見直しについて、付議事件4、インフラ整備についての件を議題といたします。皆さんのご質疑を賜ります。ありませんか。

4番、安藤正純君。

○4番（安藤正純君） 午前中、国側からお話をあった件で、熊谷審議官のほうにちょっと質問させてください。

制限区域と準備区域は、6分の5支払いという数字出ていますけれども、この6分の5支払いの時期、どの時点でスタートの区域再編があったら入り口の段階で6分の5支払うのかどうか。あと残った6分の1は、どの時点でお支払いが可能なのか、その辺を詳しく説明してください。

○議長（宮本皓一君） 熊谷審議官。

○内閣府原子力災害現地対策本部審議官（熊谷 敬君） 帰還の見込み時期をどの段階で設定するかのタイミングによると思います。

できるだけ早くということであれば、区域の見直しと同時に帰還の解除の見込み時期を設定いたせば、それと同時に直ちにその次の支払いのときにその6分の5は払われるということになります。

それから、6分の5プラス1、その後どのタイミングで追加払いがあるかということは、まさにその後の進捗状況、インフラの整備等の状況とか、解除の見込み時期をどのタイミングで見直すか見直さないか、そこら辺のところで追加払いが発生するかしないかということが決まるかと思います。

○議長（宮本皓一君） 4番、安藤正純君。

○4番（安藤正純君） 6分の5の入り口の話は今わかりました。

ただ、残った6分の1、これはちょっと今あやふやな感じです。あやふやな感じというのは、富岡町においてはインフラ整備だけではないのです、帰還の時期が。それは、もう何度も国ほうに申し上げているので、わかると思うのですがそれはあくまでも富岡町が例えばこういう条件でないと帰還宣言しませんよというふうに言っていますので、それは国ほうはそれを尊重してくれるのですか。

あと、例えば向こう、発生から6年、今からだと4年と何ヶ月になるのか、29年の3月。これがこの時期が5年だと思うのですけれども、5年を待たないで例えば1年前とか2年前に明らかにもう29年3月まで間に合わないと、インフラ整備とか目標の1ミリとか。そういう間に合わない場合に、もう残った6分の1、これは支払う準備があるのかどうか、その辺聞かせてください。

○議長（宮本皓一君） 熊谷審議官。

○内閣府原子力災害現地対策本部審議官（熊谷 敬君） 今先ほど申し上げたのが、まさにその帰還の解除の見込み時期をいつ変更するかということの蓋然性がどの段階で発生するかということだと思います。

要するに、まさに線量の状況、インフラ整備の状況等を見通した上で、明らかにこれはこの5年たって帰れない状態であるということを町当局が判断し、私どもと協議した上でなるほどそうだということであれば、その段階で見込み時期の見直し

の申請を受け、私どもはそれに合わせて見込み時期を見直すという決議になろうかと思うものですから、そういうものは現時点でいつになるかということは、まさにその見込み時期を今5年と定めるのであれば、定めるときに今の段階でお答えするのはちょっと難しいところありますけれども、いずれにせよそのこと客観的に見通しが立った段階で見直すということになろうかと思います。

○議長（宮本皓一君） 4番、安藤正純君。

○4番（安藤正純君） ということは、賠償の指針なんか見たときに首長の、町長の意見を尊重すると書かれているので、その見込み時期なんかは、国と町が今相談と審議官言いましたけれども、あくまでも富岡町は29年3月以降、以降と入っていますので、その前は絶対あり得ないので、であればこのインフラ整備とか除染とかあと戻る人の調査とか、学校、病院、いろんな問題があるので、山も畑も除染するかという問題もありますし、そういったことを考えれば、5年を待たずして町長のほうがもう29年3月には間に合わないということを国に申し上げて、国がオーケーできれば、その残った6分の1、これは支払う用意があると、そのように解釈していいですか。

○議長（宮本皓一君） 熊谷審議官。

○内閣府原子力災害現地対策本部審議官（熊谷 敬君） お尋ねのとおり、その段階で町当局と国とが協議した上で、しかるべき状況になっておればそういう対応をするということでございます。

○議長（宮本皓一君） ほかにありませんか。

〔「関連」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） 11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君） 今の話なのですが、このインフラ復旧工程を見ますと、かなり厳しい状況が生まれてくるのかなと思うのです。

今から国の方は、除染で人を集めしていく。また、除染と同時に並行してライフラインの整備かかれる場所も出てくるかと思うのですが、そういう問題にはやはり一番人がかかわってくるわけですから、その人集めが一番問題なのかなと思うのです。そういう部分で、除染と並行してインフラの整備をしていくということは、町

とあと町の建設業者にかなりの負担が来るのかなと。当然工程どおりはいかない部分が大きく出てくると私は思うのです。そうした場合に、国が全面的に協力して町が幾らやつても、届かない部分が出てくると思うのです。そうした場合に、残りの6分の1ですか、6分の1の追加払いを町のせいにする可能性もなきにしもあらずですね。国は、工程どおりきちつとやっていて、本来であれば4年で帰れる工程組んでいるのに、町が前に進まないから復旧が進んでいかないから戻れないというふうになった場合に、町のせいにされる可能性も出てくるわけです。そういうことはないのか。その時と場合によっては、そういうことも出てくる可能性はあるのか、その辺をお答えください。

○議長（宮本皓一君） 熊谷審議官。

○内閣府原子力災害現地対策本部審議官（熊谷 敬君） お互い行政ですから、誰のせいにするということではなくて、客観的事実においてそれができるかできないかで判断するということな物ですから、国がやったにもかかわらず町がやらなかつたからそれは応じられないとかいう議論は、その判断の側面においては出てこないものだと思います。

実際のその現状において、実際どういう状態になったかで客観的に判断していくたいと思っております。

○議長（宮本皓一君） 11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君） 当然客観的にその場になってお互いに協議して判断するものとは思うのですが、実際インフラ整備、20キロ圏内ですから国が全てやるということにはなっておりますが、町でやる部分も出てくると思うのです。

そういう部分で、国のはうに人取られてしまって、町のはうは全然できなかつたという可能性もなきにしもあらずですから、そういう場合に町が全然進めないから、町が悪いのだから、それはのめないよというような判断に立たれては困ってしまうのです。そういうことを我々一番心配しているのです。だから、当然インフラ整備を考えた場合には、町ではきちつとした工程をつくって、もう6年間は戻れないよと、こういうことをきちつとうたっているわけですから、何でそれをのんでいただけないのかという不信感もあるのです、全損扱いで。それを1年だけもぎ取ってき

ているわけです、国は。その辺を我々は一番要望したいところで、やはり当然6年は帰町宣言もしないし、戻れないと思っていますので、ただ国が1年をもぎ取ってきている部分が私たちは一番心配でありますので、その辺をその場でなければ協議できないということは重々私らも理解はできますけれども、町民には何としてもそういう説明はしがたい部分があるものですから、本来であれば6年全損でのんでいただければ一番ありがたいのですが、だから29年3月ですか、29年3月の2年前なら2年前できちつとした判断をしますよという、せめてそういう日にちだけでもきちつとうたっていただければ私はありがたいと思うのですが、それもそのときにならないとどうしてもわからないということですか。

○議長（宮本皓一君） 熊谷審議官。

○内閣府原子力災害現地対策本部審議官（熊谷 敬君） 現時点について具体的な個別の時期についてコメントすることは、なかなか将来のことであるものですから、それも3年、4年先の話ということで難しゅうございますけれども、1年もぎ取った、もぎ取らないという議論ではなくて、私どもは全力を挙げて5年以内にこの富岡、発災以来5年以内に富岡町の帰還インフラを町とともに整備するという、そういう覚悟でもって今回この帰還の見込み時期を定めている、解除の見込み時期を定めているということでございますので、それがやった上でもそれがなかなかうまくいかない、あるいは他の要因で住民が帰れる状況に戻っていないということが判明したところで改めて町とご相談をして、その時期の見直しについて議論するということなですから、そういう意味では我々今回インフラの見込みが5年で一定の帰還インフラが戻るということを確認したということで、5年でやり切るという覚悟を十分ご理解いただいた上で、今後町とともに精いっぱい取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（宮本皓一君） 11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君） わかりました。理解しました。

ただ、一番心配なのは、今除染のほうでいろいろ問題になっていますね。危険手当出していなかったとか、いろんな問題出ていますよね。国のほうは、5年でやり切ることになれば、工事だけが先行して、実際地域住民のことはそっちのけ

になる可能性もあるのです。といいますのは、工事のほうで今除染の問題でいろいろ出ておりますが、確かに国のはうではゼネコンさんを当然導入してくると思います。そういう部分で、ゼネコンさんは余り荒っぽ過ぎるのです。私、この事象起きてから何回か言わせてもらったのですが、単価管理なり、全ての管理をきちっと国のはうで指導してくださいよと。いろいろ言ってきましたが、何一つやっていないのです。もううわさで聞くと、4万出ている、5万出ている、国のはうから。それだけの金出でいても、末端では1万とか1万二、三千円しかもらっていないと、そういう状況がほとんどなのです。ただ、ゼネコンの食い物にされているのが現状なのです。そういう部分一番心配しておりますので、ぜひそういうところをきちっと国のはうで指導していただきたいと、これはお願いしておきます。

○議長（宮本皓一君） ほかにありませんか。

町長。

○町長（遠藤勝也君） 区域再編等につきましては、長時間本当にいろいろご議論いただきまして、まずありがとうございました。

きょう国の考え方、それから議員のほうからのいろんなご指摘、ご提言、十分に我々も踏まえて、この区域再編については今後町とそれから議会ともう一度全協等々において調整を詰め、当町の結論等集約していきたいというふうに考えております。その後に、再度国ときょうのようなそのような会議を設けて、国に対しての最終の最終的な方向づけをしていきたいと思っていますが、それについて皆さんのはうにお諮りいたしますが、いかがなものでしょうか。

○議長（宮本皓一君） ただいま町長よりの発言がありましたが、今町長が申されるように、仕切り直しをしてこの後で結論を出したいということですが、皆さんはご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） なければ、区域の見直しについてはそのようにさせていただきたいと思います。

そのほかありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） なければ、質疑を終了します。

これをもちまして付議事件1、区域の見直しについて、付議事件4、インフラ整備についての件を終わります。

熊谷審議官を初め内閣府の皆さん、そして中村次長初め福島復興局の皆さんにはここでご退席していただきます。ご苦労さまでした。

暫時休議をします。

休 議 (午後 1時15分)

再 開 (午後 1時21分)

○議長（宮本皓一君） 再開いたします。

次に、付議事件2、仮置場・仮設処理施設についての件を議題といたします。

環境省福島環境再生事務所、森谷賢除染推進チーム長より挨拶を兼ねまして説明を求めます。

○福島環境再生事務所除染推進チーム長（森谷 賢君） 福島環境再生事務所で除染推進のチーム長をしております森谷です。いつもお世話になっております。富岡町の皆様方が引き続き避難されていることに対して、改めておわびとそれからお見舞いを申し上げたいと思います。

先回は、このような場で除染のための事前調査、それをさせていただくと、お願ひいたしたいということでお話をさせていただきまして、ご了解いただけたところでございます。そこで、約2週間前から各戸に事前調査の通知をさせていただきまして、何名かの方々からお問い合わせを事務所としてもいただきました。我がほうとしても、事前調査の内容につきまして電話等でありますけれども、説明をさせていただきまして、ご理解を頂戴しつつあるところであります。事前調査そのものがすぐに動くということにするために、今一生懸命準備作業をしているところでございます。

きょうは、実は住民説明会でも触れさせていただいたわけですけれども、除染の廃棄物やそれから災害廃棄物につきまして、一時最終的なというか、中間貯蔵施設などに持っていくまでの間仮置きさせていただかなくてはいけないという事情か

ら、富岡町におきましてどこにそのような仮置き場を設置したいのかと。それと、それに伴って燃やせるものを安全にどう焼却するのかという仮設焼却炉、この2つ今中心に考えてございますが、その内容について改めてご説明させていただきまして、私どもこの進めることについてご了解いただけるのであれば、町の皆様とご相談をしつつ連携しながら、地権者また行政区の方たちにご説明を開始させていただきたいと。正式に説明をさせていただきたいと考えているところでございます。

なお、仮置き場については、国有隣地とそれから民有地2つを考えてございます。国有隣地のほうで全てを当面の除染廃棄物などの仮置きに間に合う手だてが十分でありませんので、大変申しわけありませんけれども、民有地についてもご理解を頂戴できるのであれば、仮置き場としてぜひ使わせていただきたいと思っている次第でございます。もちろん民有地につきましては、国が定める借料をお支払いすることにしております。

お手元のほうにこの青い色がバックにある富岡町における仮置場・仮設焼却処理施設の候補地の調整についてという資料がございますので、これに従いまして廃棄物を担当しております本省の坂川課長のほうからご説明を続けさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

○廃棄物・リサイクル対策部企画課長（坂川 勉君） 環境省廃棄物・リサイクル対策部企画課長の坂川でございます。こちらの資料をこれからご説明させていただきたいと思います。座って説明させていただきます。

まず、表紙をめくっていただきたいと思いますけれども、廃棄物の処理方針でございます。ことしの6月に放射性物質汚染対処特措法に基づきまして、対策地域内廃棄物の処理計画を策定いたしましたので、基本的にはこの計画に基づいて処理を進めます。まず、災害廃棄物でございますが、これは津波で発生した瓦れき、それから被害を受けた家屋の解体した後の廃棄物など、それから除染により発生する廃棄物、例えば落ち葉、剪定枝など、こういったものを対象として処理を進めてまいりたいと考えております。

処理の考え方といたしましては、現在は地域内に廃棄物が散在しておりますので、この廃棄物を集める。それから、除染に伴って廃棄物土壤が発生しますから、これ

も集めてまずは仮置き場に搬入するということでございます。そして、仮置き場で可燃物、金属くず、コンクリートくず、そういういた種類ごとに分別して保管することになります。その際には安全、それから生活環境の保全に十分配慮しながら保管をするわけでございますが、その後にこの廃棄物について燃えるものは焼却、それから燃えないもので大きなものについては破碎をするといったような形で減容化処理を行うことになります。

次のページをごらんください。東日本大震災では、大量の災害廃棄物が発生しておりまして、合計で推定で約4万7,000トン発生しています。可燃物が1万7,000トン、不燃物が約3万トンと、非常に大量のものが発生しております。これに加えまして、除染、それからインフラ復旧が進みますと、除染廃棄物、さらには工事廃棄物といったものも発生するわけでございます。これらを保管するための仮置き場が必要になります。このページの右下に写真が載っておりますが、これは一例でございますけれども、現在このような形になっているということでございますので、これをまず仮置き場に搬入することになるわけでございます。その際に、災害廃棄物、それから除染廃棄物、土壌、さらに生活ごみ、町内のインフラ復旧事業で発生する工事廃棄物、こういったものもあわせて搬入させていただければと思っております。

その設置に必要な期間でございますが、事前の調査、造成工事など必要になりますので、用地が確保されてから設置の完了まで少なくとも3カ月から4カ月程度の期間が必要となります。

その次のページでございます。4ページ、仮置き場の安全対策です。まず、この廃棄物が飛散したり、それから周りからそこに不法に投棄されるといったようなことがないように、周囲にフェンスを設置します。さらに、水質汚濁を防止するために、水を通さない層、遮水シートなどを設置すると。それから、フレキシブルコンテナなどの容器を使用して保管をする。さらには、シートがけをすることによって、放射性物質の飛散流出、地下浸透を防ぐわけでございます。

また、仮置き場の敷地境界での空間線量率、これが高くならないようにする必要がありますので、搬入終了後に周辺環境と大体同程度ぐらいの水準になるように管理をするわけでございます。ここに持ってくるものによりましては、空間線量率が

高くなる可能性もありますが、そういうような場合には覆土をしたり、土のうなどを使いまして放射線を遮蔽するということになるわけでございます。

また、安全性を確認するために、敷地境界で空間線量率をモニタリングしますし、地下水の放射性物質の濃度についても、モニタリングを行います。

巡回監視を実施いたしまして、異常が発見された場合には原因を明らかにして対策を実施するわけでございます。

左下のほうに簡単な絵が描かれておりますけれども、遮蔽が必要な場合、土のうを使ったり、こういった形で放射線を遮蔽することになるわけでございます。また、地下水汚染を防止するために、下部には遮水シートを置くと、こういうことも行います。

右下の表には、覆土でありますとかコンクリートを使うとどの程度放射線の遮蔽効果があるかということで数字を整理しております。

その次に、仮設の処理施設、5ページでございます。廃棄物の量は非常に多いということから、従来の処理施設だけでは処理を行うことができませんので、仮設の処理施設を新たに設置したいと考えております。その対象とする廃棄物は、富岡町の中の災害廃棄物、除染廃棄物、生活ごみ、工事廃棄物等ということになります。

安全対策でございますが、排ガス中の放射性セシウムを除去する設備と、これはまた次のページでご説明いたします。それから、施設からの排ガス、排水のモニタリングを行うと。周辺空間線量率のモニタリングも行います。施設からの排ガス、排水の排出基準を遵守ということでございます。

ここで、排ガスについて、特にモニタリングをどのように行うのかということをご説明をしたいと思います。今法律に基づく基準では、1ヶ月に1回測定をすることになりますけれども、今回のこの焼却施設については、従来私どもが他の地域で焼却していたその経験に比べると、少し高い濃度のものもあるということでございますので、より安全また安心感が得られるようなモニタリングをしていきたいと思います。まず、1つにはばいじんです。ばいじんについて、その排ガス処理後のばいじんを常時監視をして、ばいじん濃度が高くなっているということを確認をする。それからさらに、そのばいじんを集じんろ紙で連続的に採取いた

しまして、そのろ紙の上部に設置した線量の測定器でもって線量を常時測定するということで、放射性セシウムが除去されていることをきちんと確認をしていきたいというふうに考えております。

それと、またこの資料に戻りますが、設置に必要な期間に関しましては事前の調査、建設工事など必要になりますので、用地が確保されてから実際に処理が開始されるまでは、少なくとも10ヶ月程度の期間が必要になると考えております。

そして、その次のページでございます。排ガス処理装置の概要について、ここで図でもってお示しをしているわけでございます。今回のこの焼却施設では、バグフィルターというものを使って排ガスを処理することになります。左上の四角のところに書いておりますが、廃棄物を焼却いたしますと、廃棄物の中の放射性セシウムは揮発するものがあります。これが排ガスと一緒に流れしていくというものと、それから燃え残りの灰に残るもの、両方に分かれるわけです。排ガスの中に一緒に流れていったもの、これをきちんと除去する必要があるわけでございますが、焼却炉のその次に冷却室というところがございまして、ここで排ガスを200度Cぐらいまでに冷却いたしますので、そういたしますと、放射性セシウムが固体状になってばいじんに凝集したり吸着すると。このばいじんをきちんとバグフィルターで除去するということになりますので、バグフィルターの焼却炉では、放射性セシウムが99.92から99.99%の除去率、これは他の施設で確認されておりますので、これでしっかりと除去していくということでございます。

このように、バグフィルターで通常は処理可能であるというふうに考えておりますが、しかし今回富岡町の災害廃棄物の平均的な濃度が1万1,500ベクレルぐらいだと。可燃物の平均的な濃度が1万1,500ベクレル程度であるということでございますので、他の地域に比べますと、今まで焼却を行ってきたところに比べると少し高いこともありますので、より安全性を確保するために、普通バグフィルターは1段だけですが、これを2段重ねて設置するということを今考えているところでございます。

なお、ヘパフィルターを使ってはどうかと、こういうようなご指摘もあったところでございますが、私どももメーカーなどにいろいろヒアリングをしたところ、ヘ

パフィルターについては、小規模な焼却施設では実績がありますが、今回設置するような大規模な施設では今まで余り実績がないということで、若干そこに不安がございます。そういうことからも、私どもとしてはバグフィルターを2段設置することによって、より安全な処理を行ってまいりたいと、このように考えております。

その次、7ページでございます。今後の日程ですが、仮置き場、仮設処理施設、これらに関しまして関係者といろいろ調整をさせていただきまして、ご理解が得られましたらその後地権者との契約、測量、設計、工事準備、造成工事、設置工事などに入らせていただきたいと考えております。用地が確保されてから仮置き場の場合3カ月から4カ月、焼却施設の場合には10カ月程度、このぐらいの時間がかかりますので、なるべく早くいろいろご説明をさせていただきながら皆さんのご理解を得ていきたいと考えているところでございます。

次、8ページでございます。仮置場・仮設処理施設の候補地でございまして、現在のところ2カ所、①、②と、この2カ所を仮置き場の候補地とさせていただきたいと、このように考えております。②のほうには仮設処理施設、焼却施設についても設置させていただければと、このように考えておりますので、どうかよろしくお願ひしたいと思います。

なお、仮置き場に関しては、この2カ所を合わせてもまだ面積が足りないというような状況でございますので、これ以外にも候補地をまた検討していきたい、このように考えております。よろしくお願ひいたします。

○議長（宮本皓一君） ありがとうございました。

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ありませんか。

1番、山本育男君。

○1番（山本育男君） 1点確認したいのですが、仮置き場に搬入するものの生活ごみと、それから除染に出た廃棄物、それから災害廃棄物、これは一緒に場所に同じく仮置きするということでよろしいのでしょうか。

○議長（宮本皓一君） 森谷賢除染推進チーム長。

○福島環境再生事務所除染推進チーム長（森谷 賢君） お答えいたします。

災害廃棄物、除染廃棄物、生活ごみとございますけれども、それを仮置きしたい

と。場所については、先ほど絵に示したところでございますが、その中で例えば除染廃棄物であれば絵に示しているような形で、限ってそれだけのものを仮置きをそこにするということになります。それから、その他のごみも、その性状に合わせて飛散、流出とか臭気等問題にならないような形でそれぞれに仮置きさせていただきたいと思っております。

○議長（宮本皓一君） 1番、山本育男君。

○1番（山本育男君） わかりました。

それで、これはその廃棄物によって、種類によって別々に保管すると、仮置きするということでよろしいのですね。ありがとうございました。

○議長（宮本皓一君） ほかにありませんか。

9番、黒沢英男君。

○9番（黒沢英男君） 仮置場・仮設処理施設の候補地なのですが、今現在2カ所の候補地があるわけなのですが、これは基本的に国が借り上げると。借りるという考え方なのか。

一方で、楢葉町内の津波の被災地を見ますと、仮置き場にしている被災地を見ますと、ほとんど町が買い上げるという方向性が出ていますが、これはその場合には国のはうでは全然その資金面にはタッチしないのか。町が買い上げる場合には、国は補助的なものは出さないのかどうなのか、その辺の今度復興にかけての津波被災地はやはり防潮堤、防波堤を5年間かけてこの防波堤をつくるという計画になっていますが、それでも何か不安が残るという方は大半の方が、そこには、津波被災地には住みたくないという意見が大半なのですが、そういう場合に町が買い上げる、楢葉町ではいろいろな地区、6地区ですか、行政区画内でも町が買い上げという方針を出して住民説明会までしておりますが、今度そういう方向性になった場合には、国は一切その町に対して補助的なものは出さないのかどうなのか。あくまでも借り上げるのか、その辺をお伺いします。

○議長（宮本皓一君） 森谷除染推進チーム長。

○福島環境再生事務所除染推進チーム長（森谷 賢君） 私ども国としては、仮置き場として使わせていただきたいところについては、借りるということにさせてい

ただきたいと思っております。

そして、その場合、例えば国有地でありますとか町有地の場合、これは無償でお願いしたいと思っているわけですが、民有地の場合につきましては、これは一定の借料をお支払いさせていただきたいと考えてございます。

○議長（宮本皓一君） 9番、黒沢英男君。

○9番（黒沢英男君） 私の勘違いかどうかわからないのですが、つい先日の2日前ですか、新聞見ますと、檜葉町では買い上げるという、津波被災地に関しては、その高台移転とかいろんな問題があつて買い上げるというこの方針を立てておりますが、それは全然聞いていないのですか、その辺伺っておきます。

○議長（宮本皓一君） 松永専門官。

○福島環境再生事務所専門官（松永暁道君） 檜葉町のその津波被災地に関しましては、仮置き場としての利用は考えられていません。

檜葉町の場合は、津波被災地ではない、山手側の農地を行政区ごとに仮置き場として今利用しているところですが、こちらに関しても借地をさせていただいて仮置きに利用させてもらっています。

今黒沢議員がおっしゃっているその津波被災地に関しましては、恐らくなのですが、町の復興の取り組みの中で、町の中で買い上げというような選択肢も検討されているのではないかというふうに考えますが、ちょっと私たちのほうではそこまでは把握できていません。少なくとも仮置き場に関しましては、民有地は借り上げという形で検討させていただきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（宮本皓一君） 9番、黒沢英男君。

○9番（黒沢英男君） よく説明で理解はできました。

要するに津波被災地に関しては、この仮置き場ではないということ。檜葉町に関しては、別の場所が仮置き場ということで、要するにどの程度の例えばその借り上げの、全然まだ決められていないのですか、平米当たりどのぐらいの単価で借り上げるとか何かというのは全然わからない、出されていないのかどうか。これから決めるのか。もう事前に、本来であれば例えば借りるにしても何にしても、仮置き場

は設置しなければ前に進まないと思いますが、その辺の考え方はどうなのか最後に伺っておきたい。

○議長（宮本皓一君） 森谷除染推進チーム長。

○福島環境再生事務所除染推進チーム長（森谷 賢君） ただいまお問い合わせのあった点につきましては、どういう考え方で借料を設定するかということにつきましてご説明申し上げたいと思います。

まず、震災前の県内の平均土地価格です。それと、個々の土地価格をもとに設定させていただきたいと考えておりますが、きょうこの大学で具体的に幾らかというところを申し上げるところまで至っておりません。申しわけありませんが、あくまでも考え方としては震災前の県内の平均土地価格や、個々の土地価格をもとに設定させていただきたいということでございます。

○9番（黒沢英男君） 終わります。

○議長（宮本皓一君） 12番、塙野芳美君。

○12番（塙野芳美君） 何点かお尋ねしたいのですけれども、まず2ページのところで、生活ごみというあれがあるのですが、この仮置き場に搬入するものの中で。

これ、国のはうが除染した後で、今度各家庭で片づけた場合に木材とかレンガとかブロックとか、そういうものも考えられるのですが、そういうものの搬入も可能かどうかということが1点と。

それから、6ページ、このバグフィルターの清掃及びその交換のタイミングというのは、どのような形で確定していくのか。

それから、今の黒沢議員と若干関係するのですけれども、最後のページで仮置き場の土地の所有者が貸すのは嫌だと。買い上げてほしいと言った場合にはどうなるのか、この3点お尋ねします。

○議長（宮本皓一君） 森谷除染推進チーム長。

○福島環境再生事務所除染推進チーム長（森谷 賢君） きちんと理解できていない点がある場合にはお許し願いたいと思いますが、まず1点目の生活ごみ、これはご自宅の片づけで発生するごみということも含めて考えておるものでございますが、私ども除染をそのお宅について行ったときに、まずはその家の周りでさまざま

なものが片づけられず残っておるといったものについては、その場できちんと今後の処理のためにその現場で今後のために整理していただくという方向で考えてございますし、その中で早急にその除染のために支障になるといったようなごみがあった場合には、それは撤去ということを進めたいと思っております。

それから、2点目のバグフィルターにつきましては、坂川課長のほうからお答えさせていただきますが、3点目の借地につきまして、借地ではなくて買い上げでないと困りますといった場合にはどうなるかというお問い合わせですが、私ども基本は借料をお支払いするという手段しか持ち合わせておりませんので、その所有者の方とどのような形であれ私どもの説明をさせていただいた上でご理解を頂戴できるようにしたいと思っておりますけれども、改めて申し上げますが、土地を仮置き場のために買い上げるという手段をとることにつきましては、できないという状況でございますので、その制約をご理解願った上で借料についてのご相談をさせていただきたいなと思っております。

○議長（宮本皓一君） 坂川リサイクル対策企画課長。

○廃棄物・リサイクル対策部企画課長（坂川 勉君） 坂川でございます。

バグフィルターの件でございますが、これは今後実際に工事を発注する際には、入札ということでどこのメーカーでつくってもらうかということを、焼却施設自体をつくっていただくメーカーが決まっていくわけでありますが、そういった中で今までの各メーカーの経験からバグフィルターがどのくらいもつのかというところもよくヒアリングをした上で、適切に交換の時期決めていきたいと思います。

なお、先ほどご説明したように、ばいじんの濃度については常時監視をいたしますので、万が一バグフィルターに問題があったときは、そこで検知できるということになりますので、そういうこともしっかりと把握しながら安全性は確認してまいりたいと思っております。

○議長（宮本皓一君） 12番、塙野芳美君。

○12番（塙野芳美君） 申しわけないのですけれども、3つともはっきりないです、今の答え、私としてはなかなか理解できないのですけれども。

ですから、まず1点目からいきます。国のほうで除染する場合に出たものは、そ

れなりに片づけるのでしょうかけれども、その後ですから、その時点では住民はそこにはいないわけです。その後出てきた生活ごみと言われるものですから、例えばエアコンがやはり戻ってみたらだめだったと。これも捨てたいとか、それからちょっとここにあったブロックとか、あと除染のときに木、枝しか打たなかったけれども、もうこの木が枯れてしまったとかいうような、木材を捨てたいとか、そういうこといろいろなもの出てくると思うので、それもですから仮置き場に廃棄というか投棄というのかするのは可能ですかと单刀直入にイエスかノーで答えてほしいのですけれども。

それから、そのバグフィルターの件ですけれども、余りちょっと失礼な言い方で申しわけないのですけれども、理解していないようですね。どっちみち目詰まりして、なかなか排気が悪くなるのでしょうかけれども、バグフィルターが余り詰まつた場合に、空気と一緒に出ていく可能性があるのです。そのばいじんといいましたか、俗に言う飛灰ですか、そこを見ているから大丈夫だというけれども、そこを通り越して行ってしまう可能性があるから、ですからその辺はどうなのですかといつたら、何かメーカーというか、落札業者お任せみたいな、簡単なさらっと言ってしまうのですけれども、ですからそれどうなのですか。

仮置き場の土地の話ですけれども、これではこういうまとまった土地が必要なわけですけれども、この中に例えば1万平米とか5,000平米まとまってこの人嫌だよと言ったら、ご理解って、国の人々よく丁寧に説明してご理解をと言うけれども、皆さんの意見を押しつけるという意味でしょう、私たちの解釈は。されなかつたらそこが滞るのですけれども、どうするのですか。

○議長（宮本皓一君） 森谷除染推進チーム長。

○福島環境再生事務所除染推進チーム長（森谷 賢君） まず、1点目の点でございますが、富岡町の中のこれから進められようとする除染に伴って、先ほど申し上げましたとおり、その除染にとって支障のあるような廃棄物が除染対象物の周りにあるということであれば、それは片づけをすると。仮置き場に持っていくということをせざるを得ないと思っておりますが、今議員からお話をあったとおり、廃棄物、ごみというのはさまざまなもののが今後片づけていかないといけないということであ

りますので、それは大変申しわけないのですが、今の当面の除染に伴っての時期にあわせてできるものには、正直言って限界がございます。

しかし、我々対策地域内の廃棄物は、国が処理責任がありますので、個々のご家庭の周り、その除染対象物の周りにどういったごみがあり、今後どういうものが出てくるのかということをきっちり調べさせていただいた上で、処理の段取りを組み立てていきたいと思っている次第でございます。ですから、ちょっと時間はもちろんいただきかないといけないのですけれども、発生する込みをしっかり把握して、発生しようとしていると言つたらいいでしょうか。その上で対応させていただきたいと思っております。

それから、3点目の1万平米とか5,000平米程度貸すということではだめだといった場合にどうかということなのですが、私ども現在今皆様方のところにここではどうでしょうかというふうにお示ししているところについては、そういったところがご理解をその所有者からいただけない場合には、ご理解がいただけない限り使えないという事態になってまいります。それから、そもそもではこの①、②で書かれている仮置き場の候補地だけで足りるかというと、当然そういうわけではないと思いますので、この仮置き場候補地が我々考えているところ最大限使わせていただくように努力させてもらいたいのですけれども、これ以外のところについても、富岡町の方々、それからさらには行政区の方などとご相談を、これどのように相談するかというやり方は、議会の皆様方にもお話ししないといけないと思います。そのさらなる仮置き場の確保ということについては、実は当初思っているところではなかなか借りられないと。面積が足りないとといったところのことの不安を解消するためにも、さらなる仮置き場の面積の確保に努めてまいりたいと考えております。

○議長（宮本皓一君） 坂川企画課長。

○廃棄物・リサイクル対策部企画課長（坂川 勉君） 先ほどばいじんの濃度を監視しますというふうにご説明いたしましたが、これはバグフィルターを通った後の排ガスに含まれるばいじんを監視するという意味です。

ですから、それによってバグフィルターが有効に機能しているかどうかをきちんと確認することができるわけでございますので、そのようにして安全性を確認して

いきたいというふうに考えております。

それから、バグフィルター、これ使い続けますと、だんだんとばいじんがバグフィルターのところにたまってまいりますので、確かに目詰まりするようなこともありますから、そういう場合にはバグフィルターに振動を与えることによって、そこにたまつたばいじんを下に落とすというような構造になっておりますので、そのような形でもって処理を進めてまいりたいと考えております。

○議長（宮本皓一君） 12番、塚野芳美君。

○12番（塚野芳美君） 町長に伺います。

帰還の準備、何年かというか、数年先の話でちょっと先の話になるのですけれども、入り口の部分で決めておかないと、後で国と町でどうだ、こうだとあれなので、今申し上げた家庭の例えばエアコンだとか冷蔵庫だ何とかと、いろんな家庭ごみ今度帰還するに当たって中片づけで捨てるところ出てきますよね。町で準備するのですか。今国のはうだと、あくまで除染の部分しか知らないよというあれですから、あの部分は町のはうで準備するのですか。

○議長（宮本皓一君） 町長。

○町長（遠藤勝也君） 原則は国です。

ただ、地元の自治体は土地の事情、あるいは地権者等々のやはりそれぞれの同意の環境づくり、これは我々フォローしなければなりませんので、これは国と連携しながらやっていくということ。ましてや、国だけでは地権者とのやはりその辺の信頼というものがこれはできませんので、そういうことも含めて町の事情、それから今後の処分の仕方等々含めても、我々も一緒にこれ取り組むという姿勢がないと、安心して町民は協力の姿勢に乏しくなるということを踏まえて、これはもう協力していかなければならない、そういう考え方今まで進めてきました。

以上です。

○12番（塚野芳美君） 終わります。

○議長（宮本皓一君） 3番、遠藤一善君。

○3番（遠藤一善君） 若干今の話と同じようなことなのですが、今外のものの話をしていたのですけれども、生活ごみなのですけれども、当然除染が終わっ

て人がそこに行く。その時期が富岡町内で低いところ、高いところですれてくれると思うのですけれども、仮置き場のところにこの焼却施設を置くわけですが、後から後から焼却物が出てくると思うのですが、仮置き場はあくまでも仮置き場から直接焼却炉に持っていくわけではなくて、仮置き場は中間貯蔵施設ができたらそこに1回持っていくて焼却をするというふうにはちょっと考えにくいのですが、その辺の時間的なもので、とてもとても住んでいるというか、帰れるようになったところでどんどん、どんどん仮の焼却炉といつても、5年、6年になってしまうようなどが簡単に思えるのですが、その辺の時間的な要素はどういうふうになっているのでしょうか。

○議長（宮本皓一君） 森谷除染推進チーム長。

○福島環境再生事務所除染推進チーム長（森谷 賢君） 現在の資料では、仮置きということと焼却というの並行して書いてあるので、そのようなご質問をいただききっかけになっているのではないかなと思っております。仮置きするものの中には、不燃物がありますので、それはそこに仮置きした後いずれ中間貯蔵施設でありますか、可燃物につきましては、これは仮置き場がきちんと造成される時期と、それから焼却炉が使える時期が多少ずれがあった場合には、可燃物については一旦仮置きをした上で焼却炉の準備が整い次第現場で焼却すると。

もし仮に焼却炉のほう先にできてしまった場合には、搬入を仮置き場に向かっていくわけですが、その仮置きもせずに焼却ということもあり得るかもしれません、今のところ多分焼却施設については、先ほどご説明したとおり少なくとも10カ月程度かかると。仮置き場のほうは、一部にはそれよりも早くできる期待を持っておりますので、最初私申し上げたような可燃物については一旦仮置きするものの、準備が整い次第安全性がみんなにご理解いただいたところで焼却ということを進めることになるのではないかと思っております。

それから、私ども仮設焼却炉が何年間それを稼働しないといけないかということにつきましては、災害廃棄物については例えば1万7,000トン発生するであろうと、富岡町の中について。それを処理しないといけないだろうというふうに想定しています、これを1年間で焼却するとしても、1日約60トン程度の処理が必要だろう。

逆に言うと、それくらいの規模のものを想定してこの施設の設計を行って仮設焼却炉を設置し、稼働したいと思っております。廃棄物の量に見合った形の多少大きなものでありますけれども、焼却炉を設置したいと思っておりますが、ちょっと詳細はこれ以上のことであれば坂川課長のほうからご紹介いたします。

○議長（宮本皓一君） 坂川企画課長。

○廃棄物・リサイクル対策部企画課長（坂川 勉君） 焼却施設の規模に関しましては、今森谷からもお話ししましたように、可燃性の燃える災害廃棄物が約1万7,000トンありますので、これについては約1年程度で焼却するようなことを考えています。

ただ、あとこれ以外に除染の廃棄物、それから生活ごみ、こういったものも出てくるわけでありまして、これらもあわせて処理をしていくことを考えています。しかし、これらについては、いつごろこの廃棄物が出てくるのか。生活ごみなどに関しましても、そういうこと等あわせながら考えていかなければいけないというふうに思っているところでございますので、恐らく1年ということではなくて2年、3年というぐらいは期間が必要になるものというふうに考えております。

○議長（宮本皓一君） 3番、遠藤一善君。

○3番（遠藤一善君） どうも話がかみ合わないのですが、そうすると、1年、2年ぐらいの間に除染のほうから出てくる廃棄物は、全部仮置き場に行くということですね。

そうすると、例えばもう除染が終わってもうこの家使えない。家の中の畳から何からもうだめ、天井もだめ。では、僕んちもう壊しますといって一般廃棄物として出たときに、それはもう引き受けないということ。さっきのことの話と一緒になってくるのですが、それはもう仮置き場には引き受けた焼却はしないという、勝手にしてくれということになるのですか。

○議長（宮本皓一君） 坂川企画課長。

○廃棄物・リサイクル対策部企画課長（坂川 勉君） ちょっと誤解があったかもしません。

そのような意味で申し上げたのではなくて、今後その除染のスケジュール、それ

から一時帰宅なり帰還に伴う生活ごみの発生の状況、そういうものを踏まえながら、焼却施設の稼働期間を考えていかなければいけないということでございますので、そのようなものもあわせて処理できるようにしていきたいというふうに思っています。

しかしながら、申しわけありませんが、きょうこの時点で何年ということを具体的にきちっとお示しすることはなかなか難しいだろうと思っていますので、先ほどのようなご説明をさせていただいたところでございます。いずれにしろ、除染の廃棄物、それから生活ごみ、これらもきちんと処理をしていきたいというふうに考えております。

○議長（宮本皓一君） 3番、遠藤一善君。

○3番（遠藤一善君） これは、町のほうにちょっと。

今の説明を聞いていけば、当然焼却の位置のところが前回の復興計画に出ていたところの開発というか、復興の期間とダブってくるというふうな結果になると思うのですが、そのときに早い段階で復興の場所とエリアとして選んでいた駅前で本当に焼却施設そのもの、仮置き場ではなくて焼却施設そのものがそこでいいのかということはきちっと検討していただきたいというふうに思います。

それからもう一つ、バグフィルターの件で、心配があるから2段にするという話が出たのですが、先ほどからも出ているように、僕前にも言ったと思うのですけれども、心配があるのであれば、2段ではなくて仮に1ルートがだめになって、それだけ大きな焼却施設をストーブのように地震が来たからばちゃっと火を消すわけにはいかないはずなのです。そうなれば、出始めてしまったときにそれを出なくするためには、別ルートのもう一つのフィルターのところがあって、出た瞬間にこの冷却から排ガスのところに入っていくのを切りかえをして、そちらの新品のバグフィルターのほうにきちっと入っていってものが出ない、絶対上からはそういうものが出さなくするのが通常の安全の考え方だと思うのですが、2段にすればいいということではなくて、別ルートのほうで根本的につくるという考えはないのかちょっとお聞かせください。

○議長（宮本皓一君） 坂川企画課長。

○廃棄物・リサイクル対策部企画課長（坂川 勉君） 私どもの考え方としては、かなり高い濃度、例えば10万ベクレルを超えるようなものであっても、バグフィルター1段で安全に処理できるというふうに考えております。

しかし、今回は今まで我々が経験してきたものよりは若干高いということもあり、より安全性を高める。安心感を持っていただくという意味で、2段にするということと、それから今回2段にするというのも、1段目と2段目の間にも測定器を設けて、1段目できちんと処理できているということを確認をしながらやっていくというような意味合いも持っているところでございます。

ですから、1段で心配だということではなくて、1段でもできるとは思っているけれども、より安心していただくために2段にしてしっかりと処理をしていくと、このような考え方でございます。

○議長（宮本皓一君） 3番、遠藤一善君。

○3番（遠藤一善君） 僕が言っているのは、安全だろうということではなくて、今回の原子力発電所も予備電源がなかったばかりにそういうことが起きたというのも1つの大きな原因です。

安全ということは、今後一切あり得ないわけです。なので、2重にきちっとする対策はないのですかということを言っているわけです。2重に対策をしておかなければ、安全だという保障はないわけで、それを安全ではない方向にきちっと考えていくのがいろんな意味での今回の震災から学んだことではないですかということをはつきりともう一回お聞きします。それでも、2段にすれば安全だというのであれば、根本的に考え方をしてもらわなければいけなくなりますので、そこを最後にもう一度だけお聞かせください。

○議長（宮本皓一君） 坂川企画課長。

○廃棄物・リサイクル対策部企画課長（坂川 勉君） 排ガスの処理に関しては、例えばその10万ベクレルをはるかに超える70万ベクレルぐらいのものを燃やしても、1段のバグフィルターで十分に処理できたと、こういうようなデータもございます。

ですから、私どもとしては、通常のバグフィルターで安全処理できるものと思つ

ておりますが、それを2段にするということで、さらに安全性を高めるというのが現在の考え方でございまして、そのようなものを今回もご提案させていただいております。

それから、先ほどもご説明しましたが、バグフィルターの後ろにばいじんの常時監視をするための施設をつくるとか、それからろ紙にばいじんをバグフィルター通った後のものを採取、サンプリングしてその表面の線量も測定をして安全性を確認しつつ焼却を行うということでございますので、これらで十分に安全に処理できるものと考えております。

○3番（遠藤一善君） 議長、今の答弁……

○議長（宮本皓一君） いや、お待ちください。坂川企画課長、今2段に切りかえることをできないかと言われているのだから、言われたことに答えてください。できなければできない。できるようにメーカーに問い合わせるとか、何か話あるでしょう。

坂川企画課長。

○廃棄物・リサイクル対策部企画課長（坂川 勉君） 済みません、先ほどご指摘があった、例えば排ガスのルートを切りかえてもう一つ予備のほうに回せないかと、こういうご指摘だったというふうに受けとめましたけれども、私どもそこまでやる必要はなくて、やはりそのバグフィルターを2段つければ、これで十分に安全にできるだろうというふうに考えております。

ただ、今の時点でそう考えておりますけれども、これ一方でそういう別のルートをつくるということが果たしてどの程度のコストがかかるのかということ、それからそういうものがどの程度の有効性を持つのかということについては、そういう技術を持っている焼却炉のメーカーなどにも一応話は聞いて検討したいと思いますけれども、しかしきょうの時点では先ほど申し上げたように2段にすれば十分に安全に処理できるものというふうに考えております。

○3番（遠藤一善君） いや、もう議長、これ以上言ってもしようがないので、國の方針はわかりました。

○議長（宮本皓一君） ほかにありませんか。

5番、宇佐神幸一君。

○5番（宇佐神幸一君） 私は、ちょっと離れるかと思うのですが、今回区域見直しが決定されるということになったときに、除染が始まります。そうなったときに、一応私たちが気になるのは、その除染を行う人たち、できれば富岡の人たちはそれを1つの自立として、生活の糧として参加する方が多くなってくると思うのですが、そのような形になったときに、ふと除染作業員の方、今までやっている方にお聞きしたら、労務賃金が本当に正しく払われているのだろうかということをお話がいたいたのですが、そのときにちょっと調べさせていただいたら、労務賃金のほか…

…

○議長（宮本皓一君） 宇佐神議員、ここは仮置き場と仮設処理施設について今議論していますから、後ほどお願いできますか、その他の中で。

○5番（宇佐神幸一君） では、その件についてはその他で出させていただきます。

○議長（宮本皓一君） それで、企画課長からお話しいただきます。

○企画課長（横須賀幸一君） 先ほど3番議員のほうから、津波被災地の復興期間と、それから焼却数の位置づけという形があったことに関してなのですが、今後町づくり計画という形でかなり重要な位置になりますので、その辺については今後協議、検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（宮本皓一君） 4番、安藤正純君。

○4番（安藤正純君） 町長の考え方ちょっとお尋ねします。

仮置き場の候補地ということで、国有林とか民有地とか、それも当初計画していたものでは足りなくなるかもしれませんと、そういう話もあるものですから、これは1つの提案として町長の考え方教えてもらいたいのだけれども、例えば津波で流された海側、毛薺とか小浜とか、そういった地域は、私は当然岩手、宮城であれば高台移転で借り上げという話もあるのですけれども、東京電力から例えば賠償が終わった後、午前中の話ではないけれども、6分の5をもらった後、残りの6分の1は後からもらいますが、坪12万円の宅地であれば、6分の5で例えば10万円が東京電力の賠償があれば、2万円とか3万円で町が買い上げてそこを仮置き場に使う。これ

何でかというと、最終処分場が決まっていない段階での除染なものですから、大熊に持っていくとしても30年間置くとなれば、県外とかよそから持ってきたものが優先で置かれれば、富岡は富岡の仮置き場にかなり長い間置かれるのかなと思うのですけれども、土地借り上げるといつても、丸々実勢価格で借り上げるのではなくて、東京電力からの賠償もかなりあると思うので、そんなに高額な金額は例えば田んぼなら幾らとかという世界なものですから、大きくかからないと思うので、例えば線路から海側とか、毛薺とか、そういった地域は買い上げ、あとは例えばこれは深谷とか小良ヶ浜とか、そういったところでもいや、買ってもらわれるのならば、俺らも売るわいと、そういったところでまとまった面積が発生すれば、国が言っている110町歩、これは国有地30とか、そういったものでは足りないという計算であれば、町としても莫大な赤字になってまで買う必要はないと思うのですけれども、そんなに金額が大きくならなければ、そういう考えがあるかどうかちょっと町長考え方教えてください。

○議長（宮本皓一君） 町長。

○町長（遠藤勝也君） 確かに今回の国有林と津波の浸水区域だけでは間に合わないと思はります。

したがいまして、新たな仮置き場は当然確保しなければなりません。その辺については、水面下では協力したいという、そういう行政区もございますので、それについていろいろと精査しながら今後交渉していきたいと思っていますけれども、ただ国のはうでは足りないとは言っていません、今のところ。したがいまして、今は、ここまでアプローチはできないのですが、ただ用地の協力体制については、町でとにかく確保するにしても、町の財源でやるということについては、今のところ一切考えていません。ただ、今ご指摘のような新たな手法というものも、これは視界には当然入れるべきだと思いますので、今後参考として検討する余地はあるのかなと、その程度にひとつ勘弁していただきたいと思います。

○議長（宮本皓一君） 4番、安藤正純君。

○4番（安藤正純君） やはり税収がない町なもので、今町長の答弁のように、財政が厳しいから買い上げは検討ということどまりだと思うのですが、もし先ほど国

のほうの説明もあったのですが、国有地、町有地は賃料を払わない。これは、国有地はそれでいいのですけれども、もし町で貸すのは嫌だと。売るのだったらいいと、そういうので土地がまとまとると。そういう話で進んだような場合には、国でも仮置き場のために富岡町が買い上げた町有地に対しては賃料を払うと、そういう方向で検討してもらえませんか。

○議長（宮本皓一君） 森谷除染推進チーム長。

○福島環境再生事務所除染推進チーム長（森谷 賢君） 先ほどの私のほうで答弁した中でありますと、ちょっと言い間違いましたが、町有地につきましては、無償での借地の協力をお願いしたいという立場でございます。

そういう町有地が町の中にあるかどうかというのは、私どもまだ十分に把握してございませんけれども、広く民有地、町有地、この富岡町の中における仮置き場につきましては、資料の8ページの最後にございますが、仮置き場の面積が足りないという認識を私ども持っております。この2カ所以外にも候補地を選定させていただくように、候補地を選定させていただくことを我々進めたいと思っておる次第でございます。

繰り返しになりますが、あくまでお願いでございますが、町有地を借地する場合は無償での協力を町のほうにお願いしたいという立場でございます。

○議長（宮本皓一君） 4番、安藤正純君。

○4番（安藤正純君） 国の説明はわかるのだけれども、今現在町有地であれば、そうやって無償でお貸しすることもできるかもしないけれども、国に協力するためにはどうしても買ってほしいというような、この今の予定地なんかで貸すのは嫌だと。もう買ってほしいと言われたような場合には、今現在町有地ではないです。今現在私有地、民有地なのです。それを町が話をまとめてまとまった土地を、一本化するためにまとまった土地にした場合に、今度は町も財政が大変だから、だからそうなった場合には賃料を払ってもらう考え方がないかどうか。今現在町有地だったら別に構いません、国の言う説明で。そういう考え方があるかどうか。

○議長（宮本皓一君） 森谷除染推進チーム長。

○福島環境再生事務所除染推進チーム長（森谷 賢君） 私の発言は、現在ある土

地が民有地であるかどうかといったことから出発しております。

ですから、民有地について借地をさせていただきたいという場合には、その所有者の方に借料をお支払いした上でお貸し願えないかということをまずもってお願いに行きたいと思っております。

○議長（宮本皓一君） ほかにありませんか。

11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君） 今仮置き場、仮設処理施設の場所に関しては、いろいろ議論あります。最終的には、貸す人がどういう考え方かということで決定するものだと思っています。

最初に戻るような話になってしまいますが、①のこれは国有林ですね。国有林と、あと富岡川からもみじ川までのＪＲ東側ですか、ここを選定した理由。いろいろ津波地区でやられたからそこに置きましょうという考え方が一番なのかなと思うのですが、先ほど企画課長ちょっと言っていましたが、やっぱり富岡町が復興に向かって進んでいく場合には一番重要な場所なのかなと、ここに隣接する場所が。そういう意味で、国が一方的にここを選んで今説明をしているのか、町と協議した結果この場所に町も了解済みなのか、まずそこからお聞かせください。

○議長（宮本皓一君） 企画課長。

○企画課長（横須賀幸一君） ここにつきまして、仮置き場ということで3年限定という形をとっているものですから、それについては町は了解という形で私のほうは認識しています。

○議長（宮本皓一君） 11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君） 限定3年ということで認識してここで決定したという答えですが、限定3年で済むと思っています。

だから、その辺が一番の問題なのかなと思うのです。恐らく5年、10年先になるのかなと私思います。全国的にやはりそういう問題がはっきりしないから、全て仮置き場はだめだよと、そういうふうな答えが出ていると思うのです。そうした場合に、よその仮置き場見た場合にも、ほとんど山間部とか人が余り住んでいない地区に持っているのです。富岡町だけが別扱いみたいに、一番重要な場所に、2

番の候補地は一番重要な場所だと思うのだ、富岡町では。そういう場所に3年で済むからいいですよという答えは、私はあり得ないと思うのです。その辺の認識不足が後から大きな問題になってくる可能性があるのかなと思うのですが、3年で終わりますか。国のはうで3年後にはしっかりと持つていけるのですか、これこの場所から中間貯蔵施設に。町のはうも、3年後にはしっかりと持つていってくださいよという確約とっているのですか。

○議長（宮本皓一君） 町長。

○町長（遠藤勝也君） この津波浸水区域、毛薺、仏浜、小浜について、特に毛薺の行政区からは、もう早々と今後将来はもう居住できないという1つの位置づけの中で、仮置き場協力したいと、もう率先して我々のはうに話を持ってきました。さらに、仏浜についても、行政区長を中心に早く説明会やってくれないかというような話も現実に今来ています。

そういう中で、町のはうでもこれから先、3年という話はもうしていますけれども、今ご指摘のように3年という何の確証もありません。今の状況では、もっとおくれると思います。ただ、将来富岡町の今後の復興計画の中で、津波の浸水区域については、当然JRから東側は恐らく防災減災施設のエリアになると思います。国の今後のいわゆる減災の計画の中にもそのエリアがあって、もう当然住宅は張りつくことできない。そういう中での今後の5年、10年の復興のインフラの中にも位置づけすると、当然3年、5年の1つの中で必ずこれ完成しなければなりませんから、それは我々そこまでは待てない。それで、地権者にも迷惑かけることもあるし。したがいまして、町のはうの1つの協力の姿勢というものは、地元から出たというのが現実、これだけはひとつ承知してください。決して町のはうからアプローチして、何とかお願いしますというような強力なアプローチはしたつもりはございません。今後の土地利用計画の中で、地元としてはもう住めないからどうぞ使ってください。協力しますよと、そういう話が現実にあったのは事実でございます。そういうことでご理解いただきたいと思います。

ただ、3年ということについて、これは国がしっかりと担保してもらわないところは困るわけであります、これから国のご答弁については、国から承知してい

ただきたいと思います。

○議長（宮本皓一君） 国からのご答弁は。

○福島環境再生事務所除染推進チーム長（森谷 賢君） それでは、私のほうから今の町長のご答弁に従いましてお答えしたいと思います。

中間貯蔵施設を設置し、仮置き場に搬入された除染廃棄物につきましては、3年程度搬入後仮置きさせていただきますが、その後は中間貯蔵施設のほうに搬出していきたいと思っております。

○議長（宮本皓一君） 11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君） 思っているではなくて、3年という言葉を出しているのですから、3年が約束できるのですかということなのです。

3年を約束できるのであれば、それは地域住民の人たちも理解はできるのかなと思うのですが、富岡町にとって一番重要な場所と隣接する場所なのです、ここは。ここにいつまでも除染廃棄物やら何やらを山積みされて置かれれば、幾ら町がライフライン整備して町民の帰宅を進めようとしても、イメージがかなり悪くなってしまうのです。要は、今まで言っていた駅前地区です。富岡町の中心地区ですから、そういうところに仮置き場を設けるというのは、富岡町が異例のように、よそではほとんど山間部とか人家が少ないところがほとんどなのですが、ただ地権者の人たちから津波災害受けた地区ですからどうぞお使いくださいという提供があったと、そういう部分では非常にありがたいとは思いますが、富岡町全体のことを考えれば、かなりマイナスになると。そのマイナスを補うために、国が3年というのであれば、それは仕方ない部分ありますから、約束できますかと言っているのです。そういう約束をきちっとしていただけるのであれば、私はいいとは思うのですが、構わないと思うのですが、ただ絵に描いた餅のように3.11以降、事故が起きた以降仮置き3年、3年後に中間貯蔵施設をつくってそこに搬入します。もう1年半前から言っている話なのです、3年という数字は。それ約束できるのですか。それ約束していただけば、私はありがたいと思うのですが。

○議長（宮本皓一君） お願いします。

○大臣官房審議官（奥主喜美君） お答えさせていただきます。

この次の議題の資料とも関係いたしますけれども、中間貯蔵施設につきましては、仮置き場への搬入開始後から今の現段階の政府といたしましては3年程度、27年1月を目途といたしまして、施設の供用開始するよう、これは今の段階で供用できるよう最大の努力を行っていきたいというふうに思っておるところでございます。

○議長（宮本皓一君） 11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君） 中間貯蔵施設という言葉出しましたが、それは別な議題で出るのでしょうかから、それはいいのです。3年後に稼働しようが、10年後に稼働しようが、1年後に稼働しようが、そんなもの構わないです。

仮置き場3年程度と言っているのですから、3年で違うところに持つていってくれるのですかと。中間貯蔵施設が稼働できないから持つていけませんでは済みませんよということを言っているのです。どうなのですか。

○議長（宮本皓一君） 森谷除染推進チーム長。

○福島環境再生事務所除染推進チーム長（森谷 賢君） 今中間貯蔵施設の担当の審議官からのお話もありましたが、私ども現場としては、民有地を所有されている方にその場所を仮置き場として使わせていただくに当たってはまず第1番、大事なことですが、3年程度の仮置きをさせていただきたいということでお話をしたいと思っておりますし、中間貯蔵施設の設置が今お話し申し上げたとおり最大限、27年1月から、今からすると、27年1月からそれを供用できるということで関係する町村、調整を進めてまいりたいと思います。

ですから、民有地の所有者の方には3年程度の仮置きをお願いしたいということでお話をさせてもらいたいということでお考えております。

○議長（宮本皓一君） 11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君） 国の考え方わかりました。

というのは、これだけきつく言うのは、国はもう少し柔軟性を持ってやってほしいと思うのです。あなたたち、ここに仮置き場指定してきたって、ここの中で一人でも反対すればできなくなってしまうわけです。例えば反対の理由が俺はどうしても俺の土地を買ってほしいという理由で反対したらどうするのですか。そういう場合には、個々に何とか対応していきたいくらいの言葉出るのであれば、あなたの

話も信用するのだ。それ、あなたらは決めたことを一方的に押しつけようとしているだけですよね。借り上げ、借り上げ、借り上げと。もういいですから、買ってくださいという人もいるのです、これだけ広い膨大な敷地になると。地権者だって、恐らく100人で聞けないでしょう、これ。そういうときに、あなたらもう少し現場を考えて柔軟に対応していく気持ちあれば、全ての物事解決していくのです。あなたらが余りかたすぎるので。それが国が余り押しつけだという言葉になってしまふのです。その辺を考えて今後行動していただきたいと思います。

町のほうでも、十分その辺は強く言ってください。もう少し柔軟性持つて、こういう会議でももう少し柔軟性持つて言葉出してくれないと、國の一方的な押しつけにしかすぎないでしょう、これ。何考えているのですか、あなたら。町のほうからもしっかりと言ってください、その辺。よろしくお願ひします。

○議長（宮本皓一君） 2時45分まで休憩します。

休 議 (午後 2時33分)

再 開 (午後 2時45分)

○議長（宮本皓一君） それでは、再開いたします。

先ほどに引き続き、付議事件2、仮置場・仮設処理施設について質疑ありますか。

10番、高橋実君。

○10番（高橋 実君） ではまず1番目に、この候補地、2番の。前にも森谷さんには話したのですけれども、行方不明者の件、その後どういうような考え方で、あくまでもこの2番の候補地を推し進めるのか。

2番目に、これ確認のため。この施設は、あくまでも富岡町内だけと思うのですけれども、そうかどうか。

あと3番目に、幾ら津波災害の場所とはいえず、使う以上は民民境、民間境の境界関係の確認、飛んでいれば復旧もあわせた状態で使うのか。

あと4番目に、先ほど来各議員が言っている、場合によってまた大津波が来たことを想定した上での護岸、離岸関係の対策は、国土交通省所管のほうと今現在どういうような打ち合わせがなされているのかをお聞かせ願います。

○議長（宮本皓一君） 森谷除染推進チーム長。

○福島環境再生事務所除染推進チーム長（森谷 賢君） 4点質問いただきました。

まず、最初のこの②の区域において、津波のために行方不明になっている方がおられるので、そういうことを配慮してどうするのかということだと理解しました。我々現場で今後調査、測量等などしてまいりますので、その中で今ご指摘のあった点については十分留意して調査を進めたいと思っております。もう既にこの場で何らかの行方不明の調査もされているかと思いますので、その情報もいただいた上で万全を期してまいりたいと思います。

それから、仮置き場候補地として①、②があるが、それは富岡町の中から発生するものに限るのかという点であったと思います。お答え、そのとおりでございます。

それから3点目、ちょっと私聞き取れないところもありましたが、それぞれの民有地ごとの境界については、きちんと確認をした上で間違いないようにということかと思いましたけれども、実際入手できる図面、所有関係がどうなっているかということについては、きちんと調査させてもらいたいと思いますし、また個別に民有地を持っていられる方同士の間で、お互いに誤解のないように境界がしっかりと確認できるようにしてまいりたいと思います。

それから、4点目の大津波が今後あった場合はどうするかという点についてでございますが、私ども実際に置き場として使う際に、その場所が高さといいますか、通常の海面に比べて高い、低いかどうかということを十分考えた上で仮置き場はつくっていかなくてはいけないと思っております。しかし、具体的に私どもが国土交通省と一緒にになって海岸の堤防をどうするかというところまでの議論は、まだできておりませんので、国土交通省側と今後のその堤防などの復旧がどのようにしていくのかということをお聞きした上で、私どももそれに呼応した、もしそうであれば安心ですし、もしそうでないということであれば、国土交通省側で当面堤防づくりというのは、めどが立っていないということであれば、その仮置き場側で最大限の工作物、土地造成するところにおける安全措置をどうしたらいいのかということを検討した上で、その上での造成を進めていきたいと思っております。

○議長（宮本皓一君） 10番、高橋実君。

○10番（高橋 実君） まず、1番ですけれども、私前回の会議の中で言いましたよね、森谷さんには、2歳になる子供がまだ見つかっていないということで。そういう場所に親族関係の感情を踏まえたときに、仮置き場関係を設けるというのはいかがなものだと。

もしこれやるのであればやるなりに、そういう事前のやつは私ないし各議員から質問の中で言われているやつを追跡調査をきっちりやって、きょう同じこと質問受けた状態であれば、せめて3メートル置きに人が捜査員を置いて西から東に、北から南に手作業で確認して、3面水路であれ、土側溝であれ、暗渠排水であれ、そういうところを2歳の子供ですから、もぐる可能性のある、特に暗渠パイプ関係とか、そういうところを全部くまなくやった上で、捜査をした上で、陸地にはありません。亡きがらがありません、そのぐらいをしっかり調べた上でやるべきだと思うのです。私1人と言ったけれども、先ほど町の担当部署のほうに聞いたならば、残りまだ3人ぐらい身元が掲がっていない。死亡届は出してある。6人……

〔「5人だ、5人」と言う人あり〕

○10番（高橋 実君） トータル6人。トータル6人の人がこの津波の場所でまだ掲がっていないのです。そういうことも、さっき現課のほうにもちょっと口調を荒らげて言ったのです。打ち合わせの中で何でそういうことを言って国のほうに伝達して、国のほうの予算の中でここをつかんでやれば、あるべきことを捜査をきっちりして、この使いたい面積にはありませんでしたからお願いしますぐらい言えば、町民の人、地主の人、我々だって納得するのです。前回言っておいたって何の調べもないのでしょうか、森谷さん。ただ、私は言いつ放しで、聞きつ放しで国は。それであれば、もう事前にお話ししないでその場、その場でやっていきたいと思います。

2番、3番はいいです。

津波対策も、これ常磐線まで富岡川からもみじ川までほとんど流されているのですから、津波に対してクリアする高台なんかどこに、この区域の中の面積の中にはないです、盛らない限り。そこら辺も現地を入って見てますか。そういうことも全然していないのでしょうか、これ。福島とか郡山から離れないで、向こうのほうの

机の上で仕事やっているから。どんどん中に入ってきてくださいと私言いましたよね、前も。やらなければならぬところは、富岡であれば富岡町内ですから。郡山、福島でまぶってたって富岡の対策はできません。それは、何回となく言ったと思うのです。松永さんにも言っていますよね。それでも、一向に何の話も返ってこないし、何ばフォローする意味で連絡とっても全然返ってこないし、私はこれから一発で話するようにしますから。聞く耳持たないのでしょうから、国のはうは。今言った2点、再度お願いします。

○議長（宮本皓一君） 森谷除染推進チーム長。

○福島環境再生事務所除染推進チーム長（森谷 賢君） 2点の点でさらにお答えしたいと思います。

行方不明者の方たちに対しては、家族の方が引き続き捜索、どこにおられるのかという気持ちでおられるということを今思うに、大変お気の毒な状態にあるのであるということ、改めて私ども思った次第です。これまでの調査がどこでされたのかということの情報をきちんと把握した上で、我々ここで民有地の方が仮置き場に相談乗っていただけるということであれば、この場所における調査、測量においてこの行方不明者の方々をこの場所でどのようにになっているか十分承知した上で、調査や測量は進めさせていただきたいと思っております。

それから、2点目のこういった場所ではなくて、高台で仮置き場を確保すべきではないかという点であったと思いますが、もちろん私ども富岡町の仮置き場をこの2カ所に限定ということではなくて、ご理解をいただける行政区の方、行政区はさらにこれ以外もあると思いますので、富岡町の中でさらにこういった場所以外でも仮置き場を確保できないかといった点は進めていきたいと思っておりますが、大変申しわけないのですが、まずは国有林としての深谷地区、それから今いろいろとご指摘いただいた点を十分踏まえまして、この②の津波被災地の民有地の行政区や所有者の方にご説明をいたして、仮置き場として使わせていただけないかどうかということをご相談させていただきたいなと考えております。

○議長（宮本皓一君） 10番、高橋実君。

○10番（高橋 実君） もう一度お願いしておきます。

どうしてもこの2番の候補地の中で事業を進めるのであれば、3面水路でも土側溝でも暗渠排水でも、人海戦術を使って細かく生きがらがあるかないか確認した上で進めてください。

それと、津波対策は、先ほども言いましたように富岡側から南のもみじ川、西の常磐線まで全域津波でやられていますから、津波でやられているということは、この2番の候補地に高台はないのです。去年の3月11日の津波をかわせる高台はありませんので、そこら辺をよく現状を見ていれば、一番先に答弁した2番の中での高台の地区にという言葉はありませんから、みんな津波でやられていますから。どうしてもここでやるのであれば、せめてちょうど中間の常磐線のレールの高さから1メートルぐらい盛って、焼却炉とかそういうものつくるしかありません、去年の3月11日の津波をかわすのであれば。だから、現場に来てこの2番の北から南、西から東、よく見てください。歩いてみてください。そうすると、私たちがこうでああでと言わなくたって国のはうで十二分ノウハウを持った人がいるのだから、地元の議員から突き上げくらうようなことはないと思いますから。突き上げくらうということは、それだけ現場に入って現状を見ていないし、肝心かなめの富岡町役場とよく協議していないということですから。皆さん、ひとつよろしくお願いします。終わりります。

○議長（宮本皓一君） ほかにありませんか。

1番、山本育男君。

○1番（山本育男君） 先ほどちょっと確認した点もう一点なのですが、仮置き場に搬入するものの種類ということで、インフラ復旧事業で発生する工事廃棄物、これも搬入をオーケーだということなのですが、これは区域の見直し後も大丈夫なのかどうか、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（宮本皓一君） 森谷除染推進チーム長。

○福島環境再生事務所除染推進チーム長（森谷 賢君） 今ご質問のあった区域の見直し後という点でございますが、我々富岡町の中で復興に向けてインフラ復旧が進んでいくと。今後なるというところで発生する工事廃棄物を考えてございますので、直接区域見直しと何か結びつくようなところ、何か制約があるというふうには

考えていません。

○議長（宮本皓一君） 1番、山本育男君。

○1番（山本育男君） そうすると、区域見直し後の……インフラ整備は区域見直し後になるのですが、それがちょっと私の勘違いかどうかわかりませんが、区域見直し後はそういう工事廃棄物については受け入れをしないというようなことがあったものですから、その辺について今の答弁で区域見直しかかっても、このインフラ整備の工事廃棄物については受け入れをするという確約というか、それでよろしいのですね。終わります。

○議長（宮本皓一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） なければ、質疑を終了いたします。

これをもちまして付議事件2、仮置場・仮設処理施設についての件を終わります。

森谷除染推進チーム長を初め福島環境再生事務所の皆さんにはここでご退席をいただきます。お疲れさまでした。

暫時休議をいたします。

休 議 (午後 3時02分)

再 開 (午後 3時03分)

○議長（宮本皓一君） それでは、再開いたします。

次に、付議事件3、中間貯蔵施設についての件を議題といたします。

環境省大臣官房審議官、奥主喜美さんより挨拶を兼ねまして説明を求めます。

○大臣官房審議官（奥主喜美君） 環境省で中間貯蔵施設を担当しております官房審議官の奥主でございます。本日は、このような貴重な時間をおとりいただきまして、ありがとうございました。

中間貯蔵施設につきましては、8月19日に1回、当時細野大臣のほうから事前調査の受け入れを要請を県及び双葉8町村の方々にお願いしたところでございます。その後、国の責任におきまして県及び双葉8町村の方々に1回説明をさせていただきました。その場でいろいろご指摘を受けたことも踏まえまして、今資料を修正い

たしまして、2巡目の説明をさせていただいているという状況にございます。本日は、その説明をさせていただきたいと思います。

ではまず、資料でございますが、お手元にお配りしております中間貯蔵施設についてという資料に沿いまして説明をさせていただきます。済みません、座らせて説明させていただきます。それでは、中間貯蔵施設についてということでございます。1枚くっていただきたいと思います。1度10月にとあえず1回ご説明をさせていただいた資料をベースにしておりますので、そこで変更点等を中心にして説明させていただければと思います。1枚くっていただきます。資料1のところでございます。中間貯蔵施設の概要についてでございます。これにつきましては、10月11日にご説明をさせていただいたのと基本的に変わっておりません。1点だけ、最後のぼつのところでございますが、中間貯蔵開始後30年以内に福島県が再処分を完了しますということで、前回法制化をすると、させていただくということを述べさせていただきました。法制化の時期につきましては、現在まだ地元の方々に事前調査の受け入れ、あくまでも今回事前調査の受け入れでございまして、実際に最終的に施設を受け入れていただけるのかどうか、また次の段階ということでございますので、そういうふたつ法制化の時期につきましては、今後関係自治体、県と相談をして決めてまいりたいということを述べさせていただいております。

次のページでございます。資料1—2ページ、3ページ目は、前回と変わっておりませんので、説明を省略させていただきます。

次のページでございます。3. 最終処分までの主な流れということでございます。前回も中間貯蔵施設以降最終処分までの流れといったものが非常に不明であるというようなことを各県及びいろんな市町村からもご指摘受けました。それを踏まえまして、最終処分までの主な流れについて、どのようなステップを踏んでいくかというようなことについてまとめさせていただいたものでございます。まず、その中間貯蔵施設にかかります調査、これ事前調査を仮に受け入れていただいたというふうな場合には、当然その中間貯蔵施設本体に係ります調査、場所選定と設計等の作業を進めていくわけでございますけれども、それと並行いたしまして、次のステップを踏むことにしたいというふうに考えております。

まず、その並行して作業でございますが、併設する研究施設の基本構想の策定、設置場所の検討、調整、併設する研究施設の整備といったものを進めさせていただきます。中間貯蔵施設のその供用開始後、ステップ4ということで、その研究施設におきます研究の実施というようなことをさせていただきます。ただ、この研究施設ができてから全て始めるということではなくて、できる限りその減容化技術を急ぐというようなことで、それ以前からも必要なその研究等は委託なり、請負なりで進めていきたいというふうに考えております。

以後、その研究成果を踏まえつつ、その減容化を進めながら次のようなステップを踏んで、最終処分を完了させたいというふうに思っております。研究施設でのその研究成果踏まえた最終処分容量の推定をいたしまして、最終処分施設の基本構想策定、一番ここが議論になろうかと思いますけれども、そういった構想を踏まえまして最終処分施設の場所の検討、調整をさせていただきまして、最終処分施設の整備を進めていくということでございます。

最終処分施設の供用開始のめどが立った段階で、中間貯蔵施設からの搬出方法やスケジュール、施設廃止や跡地利用のあり方等の検討を確定させていただきまして、中間貯蔵施設からの搬出開始、最終処分を完了させたいというふうに思っているところでございます。

次のページでございます。これは、参考ということでございますけれども、中間貯蔵施設に係る人員の規模感ということでございます。前回のご説明でも申し上げましたけれども、単なる迷惑施設ということではなくて、例えば研究施設等で、あるいはその工事等で地元への雇用等もしたいというふうなことでございます。説明させていただきました。

どれくらいの規模感というようなことでございますけれども、まだ正直なところ中間貯蔵施設の規模等が確定しないものでございますので、あくまでも本当の推計の推計ということでごらんいただければと思いますけれども、過去の工事等の実績を参考にしながら言いますと、例えば建設工事参入につきましては、12カ所工事を同時に進捗させると仮定すると、少なくとも1日1,000人当たり、またその後の搬入とかそういったようなこと、施設の運用につきましても、減容化施設等

のその運用期間中では、少なくとも1日1,000人程度の人たちが働くことになろうかというふうなことでございますと考えているところでございます。

次のページでございます。資料2、中間貯蔵施設の安全確保についてということでございます。1. の安全確保対策の基本的な考え方ということでございます。前回もご説明申し上げましたけれども、中間貯蔵施設につきましては、放射能に汚染されました土壌等が搬入されるというようなことでございますので、万全な安全確保対策を講じていきたいということでございます。その場合、放射性物質の影響、地震や津波といった災害発生リスクを勘案することが必要になってきます。

以上のようなことを勘案しまして、1. のところの3つ目の丸のところでございます。今後次のような点に留意しつつ、有識者による意見も聞きながら検討を行いたいというふうに考えております。

1つ目のばつでございますが、既存の基準等が適用される場合には、これを遵守した対策を講じていきます。

2つ目のばつのことでございますが、中間貯蔵施設と申しますのが我が国では今まで例のないような施設というふうなことでございますので、その安全確保のための構造や維持管理につきましては、類似する施設の例を参考にしながら、現地の実情を踏まえましてその構造及び維持管理に係る指針を作成していきたいというふうに考えております。

2. の関連する既存の基準等のところでございますけれども、これにつきましてはもう皆様ご承知のとおり、作業従事者等に対します労働安全衛生上の基準、これはもうしっかりと守っていくと。電離放射線障害防止規則等につきましては、これを守っていくというふうなことで考えております。

次のページでございます。周辺住民あるいは周辺環境に対します放射性物質の影響の低減を図ることにつきましては、放射線対処特措法の施行規則でありますとか、除染関係ガイドライン等を我が環境省で決めましたガイドラインを守っていくというふうなことを考えております。通常の公害防止関連法については、そのとおりそのまま守っていくということでございます。

3. 中間貯蔵施設の構造及び維持管理に係る指針のところでございます。構造及

び維持管理に係ります指針につきましては、類似する施設の例を参考にし、現地調査の結果を踏まえながら検討し、お示ししたいというふうに考えております。類似する施設といたしましては、基本的には例えば一般廃棄物処理施設の構造基準ということでございまして、そこにありますように、その自重、積載荷重、その他の荷重、例えば地震力等に対応しました構造耐力上安全であることというようなことは決まっておりまして、当然これはクリア、これを参考にしながら指針を決めていきたいというふうに思っております。

次のページでございます。4. の安全確保対策の具体的なイメージというところでございます。先ほどその構造及び維持管理に係る指針と、今後検討していくというふうなことをお示ししたいというふうに述べたところでございますけれども、そのポイントといたしまして、まず（1）、施設の構造に係ります対策イメージということでございます。

①、放射線の遮蔽ということでございます。これは、放射線除染に係ります土壌等が搬入されることに伴いますので、基本的にはまず放射線の遮蔽というようなことでございます。

四角の点線の中で、覆土等による放射線の遮蔽効果というふうなことでございます。これは、前回もお示しさせていただいたところでございます。30センチであれば、覆土による遮蔽効果が98%減、コンクリートの遮蔽効果が99%減というようなことでございます。

ただ、ここで申し述べておきたいのは、その点線の四角の中の2つ目の丸でございます。決して30センチしかやらないというふうなことではございませんで、これは保管する除去土壌等の濃度や量あるいはその施設の構造等に応じまして地元の最終的な施設の受け入れさせていただいたというふうなことの仮定のもとでございますけれども、どれくらいのその遮蔽をしたらいいのかというようなことにつきましては、最適な厚さをどうするのかというふうなことをご相談させていただきながら決めさせていただきたいというふうに思っておるところでございます。

②の放射性物質の流出防止のところでございますが、これにつきましてはその鉄筋コンクリート製の人工構築物の外周仕切り設備、遮水溝の設置、あるいは常時の

何かあったときにすぐ対応できるモニタリング等をしっかりとやっていくというふうなことにつきましては、前回ご説明をさせていただいたとおりでございます。

次のページでございます。4ページのところでございます。④のモニタリングは当然やっていきます。④のところでございます。大規模地震、津波、風水害等に対します施設の安全対策ということでございます。これにつきましては、地震に伴う地盤の液状化が予測されるような場合であれば、地盤改良など必要なその液状化対策の実施をしていきたいと思っております。

また、その津波対策につきましては、これまでの地震等のことを考えながら、堤防高を適切に設定するとともに、洗掘防止のための対策工事の実施といったようなことをしていきたいと思います。

風水害等に対しましては、サイレン、スピーカー、警報表示装置など、周辺住民等に異常を早期に伝えることができるような施設の設置をしていきたいというふうに思っております。

ただ、これも前回との比較でございますけれども、例えば具体的にではこの前ページの放射性物質の流出防止のために鉄筋コンクリート製といいますが、ではどれくらいの厚さでどれくらいの構造のコンクリート外周敷設備を設けるでありますとか、あるいはどのような場合に地盤改良などの必要な液状化対策を実施するのか等々につきましては、やはりこの現地調査に入らせていただいて、実際にそのボーリング調査等をさせていただきまして、地盤のかたさでありますとか、地質の状況等をちょっと見てみないと、これ以上具体的にどうこうというようなことが言えないというのは申しわけないのでございますけれども、そういったようなことで、ただ基本的な考えといたしまして、こういう放射線の遮蔽でありますとか、この大規模地震、津波、風水害等に対しますその施設の安全対策は講じていきたいというふうに思っておるところでございます。

次のページ、5ページのところでございます。(2)、設置から運営に当たっての対策のイメージということでございまして、先ほどが(1)が施設本体のところでございます。当然中間貯蔵施設の設置、運営に当たっていろいろ作業が改定があるのでございますので、それぞれの段階でどういった対策を講じていくかというよ

うことについて、いわばソフト的な面でどのような対策をしていくか述べさせていただきたいと思います。

施設建設中のところでございます。例示でいいますと放射線対策でございまして、周辺エリアの住民のところでございます。周辺エリア住民のところでございますけれども、工事をします。粉じんが発生する作業が当然想定されますので、そうした場合にはその防じんネットを設置するなどして、周辺への飛散を防止したいと思っておりますし、また作業エリア内で発生しました水につきましては、一旦回収をして、排水する場合には周辺の生活環境に影響がないかどうかを1回チェックさせていただいた上で流していくというふうなことにしたいというふうに思っております。

次のページでございます。施設建設後の搬入ということで、施設外での除去土壌等の運搬のところでございます。施設につきましては、これは福島県内の各地から設置場所につきまして搬入させていただく。トラック等で搬入させていただくことになろうかと思いますけれども、その放射線対策といたしまして、その例えば周辺エリアの住民のところでございますけれども、搬入ルート等につきましては、これ現地調査等をしながら決めさせていただかざるを得ないわけでございますけれども、その2つ目のぼつのところでございますけれども、例えば搬入道路のその車両集中箇所、交差点とかそういったところもあるかと思いますけれども、そういう集中箇所におきましては、空間線量のそのモニタリングを行っていくというふうなことを考えたいと思います。

また、フレキシブルコンテナ等の容器でありますとかこん包材、水密性有する運搬車両等によりまして、ここの次のページのところでございますけれども、図1のところでありますそういったトラックを使って飛散しないようにしていきたい。漏れたり、運搬途中に飛散しないようにしていきたいというふうに思っております。

次のページ、8ページのところでございます。施設内での分別、これは一旦福島県内の仮置き場から搬入されましてするわけでございますけれども、施設内で分別したり、減容化等の処理等した上で、貯蔵設備の搬入といったことがまず考えられるわけでございますけれども、これにつきましても周辺エリアの住民、放射線対策

のところでございますが、施設近傍への立ち入りを制限したり、あるいは粉じん等の飛散の可能性がある作業は、次の9ページのところに覆い屋根があるように、その図2のところでございますけれども、覆い屋根をして屋内で実施するなどして、放射性物質の飛散防止対策を講じていきたいというふうに思いますし、当然水も一旦回収した上でチェックしていくと。

当然先ほどの施設のところでも申し上げましたように、モニタリングは常時監視して、何かあったときにはすぐ対応できるようにしていきたいというふうに思っておるところでございます。

次のページ、10ページのところでございます。施設の維持管理のところでございます。貯蔵中ということでございますけれども、放射線対策でありますれば、周辺に住民のところで（1）で述べさせていただきましたように、遮蔽等をしっかりと行っていくということは当然でございますし、覆土等をした次のばつでございますが、廃棄物の容器あるいはそのこん包材や貯蔵施設図2の前のページでございますが、その水密性を有するコンクリートピットとかつくてそこに入れるなどして、上部に覆土を行って放射性物質の飛散や漏出を防止していきたいと。あと、これ繰り返しになりますが、水はそのまま流すようなことはしないというふうなことを考えております。

次の資料3でございます。これも、前回お示しさせていただいたところでございます。基本的には、中間貯蔵施設をつくる場合には、工事のために徹底的な除染を行うことになります。風評被害とか、そこにつきましては、また別途の検討が必要であることは重々承知しております。ただ、その一方で純粹にその被曝線量といったところで見ますと、放射線量ということで見ますと、悪化することはないというようなことを考えております。四角の中で囲っておりますように、周辺が100ミリシーベルトのところでありますれば、敷地中心付近では約10ミリシーベルト、敷地境界付近では20から50ミリシーベルトというふうなことを推定しておりますし、次のページでございますが、敷地外の年間被曝線量が、これ10ミリシーベルトの場合であれば、その四角の中で囲っておりますその3つ目のばつのところでございますが、敷地中心付近で1ミリシーベルト、敷地境界付近で2から5ミリシーベルトと

いうふうに推定しているところでございます。

資料の4のところでございます。この中間貯蔵施設の調査対象地の選定についてということでございます。1. 設置候補地の選定の考え方ということでございます。設置候補地といたしまして、基本的に我がほうでまず基礎としておりましたが、①のところでございます。各地から除染土壌や指定廃棄物等を効率的に搬入するため、これらが高濃度、大量里に発生する地域になるべく近いこと。高いところから低いところに持ち出すということではなくて、あくまでも低いものを高いところに集中管理していくというようなことが一番適切ではないかというふうに考えているところでございます。そういうことをベースにいたしまして、ではそういった地域で②のところでございますが、敷地面積を確保できるようなところがどうか。あるいはその③といたしまして、主要幹線道路へのアクセスがどうなのか。あるいは地震や津波、地すべりなどの自然災害に備えるために、断層や浸水域、地すべり地等軟弱地盤を避けるということ。あるいは工事をしますので、河川等の流れの変更等を最小限ですること。もう一つ、6番目といたしまして、設置自治体の負担を軽減すること。搬入車両による交通渋滞を防止するために、できる限り、もしご理解いただけるのであれば分散したいというようなことでございます。さらには、その山側は排水処理施設の整備が大規模になるとともに、何かあった場合に工事のするということになると、影響範囲等も拡大するため、この海沿いの地域を選定したいというふうに考えております。そういうようなところから、双葉町の福島第一原子力発電所の北側、大熊町の第一原子力発電所の南側、楢葉町の福島第二原子力発電所の南側というふうなことを国としては選定させていただいたところでございます。

なお、福島第二原子力発電所の北側につきましては、上記の①には該当するというふうに考えるわけでございますけれども、ただ十分な敷地面積の確保が困難であること。あるいは、その主要幹線道路へのアクセスが容易ではないこと。やはり地形的に海に向かって標高が高くなるというふうな地形でありますから、その陸地側で湿地が形成されて軟弱地盤であり、水処理が困難であると考えられること等の理由によって、施設の設置には不適であるというふうに考えているところでございます。

次のページでございます。そういったようなその調査候補地3カ所の中で、ではどこを選ぶかということでございまして、基本的にはまず2つ目の丸のところでございますが、①、谷地形や大地、丘陵地などの現地形の有効活用ができるようなところをまずベースにしたいということでございます。例えば谷地形であれば、代表的なその谷地形の下流部を構造物で締め切って、その上に除去土壌を保管するというようなことが容易であるというようなことでありますし、台地、丘陵地などであれば、その平たん工事が容易な台地、丘陵地などの上に盛り土をしたり、あるいは掘り込んで地下に除去土壌を保管するというような工事が容易ではないかというようなことから、①、谷地形や大地、丘陵地などで、その上で例えば既存施設の利活用できるでありますとか、防災にも資する箇所の活用ということで、堤防などを復旧、構築した上で、その中に除去土壌を保管するというようなことができる地域はどこかというようなことで考えまして、次の4ページ目、5ページ目でございます。①から⑫までの地点を選ばせていただいたということでございます。

次に、次のその資料5のところでございます。では、どういったような調査の概要というふうなことでございますが、もし仮に事前調査を受け入れさせていただいたということであれば、現地踏査をいたしまして、ボーリング調査等をまずはさせていただくというふうなこと。これによって、地質の状況でありますとか、地下水等の把握、地盤のかたさ等を把握させていただきまして、実際にどういったような構造にしたらいいのかといったような設計図を引いていきたいというふうに思っております。線量測定は、この前説明させていただきましたが、作業員の安全を図るためにありますし、盛り土試験はその工事等の重機等のどれくらいの重機を使えるのかといったようなことをやっていきたいと思っております。

もう一つの搬入計画の策定でございます。これにつきましても、いろんなところで膨大な量の土壌が発生するそれを円滑に進むためにどうするのだというようなご指摘は受けました。それをいずれにしてもご指摘は十分にその問題の所在は重々認識しているところでございまして、そういった意味で搬入計画をどうやってつくつていっていいのか等につきまして、交通量や道路状況を把握をしていきたいというふうに思っております。

次のページ、資料5－2、3のところは、それぞれ①から⑫までどのような調査をしていくかというふうなことの調査項目を示させていただいたものでございます。

次のその資料5－4、最終ページのところでございますけれども、現段階での調査工程表といったようなところでございます。これにつきましては、もし仮に事前調査を受け入れていただいたということであれば、そこから大体3ヶ月をめどにして調査報告を取りまとめまして、実際に施設を受け入れていただけるかどうかの判断をしていただくための材料といいますか、そういうもののをお示ししていきたいというふうに考えているところでございます。

ぜひ事前調査、この中間貯蔵施設が福島県の除染を進めていく上で非常に重要な施設というふうに考えております。ぜひともその整備を、国といたしましては、ぜひ整備をさせていただきたいということでございます。ぜひともこの事前調査の受け入れ等につきまして、ご理解を賜りますようお願いしたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（宮本皓一君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

12番、塙野芳美君。

○12番（塙野芳美君） 2点ほど確認します。

まず1点目ですけれども、平成27年の2月から受け入れられるように時期的なものは守りますよね。そうでないと、この1－1の中段ちょっと上にある非常にこれファジーな書き方なのですけれども、搬入開始から3ヶ月程度をめどとして開始するよう最大限の努力を行いますなんて、これが全く守られなくなりますので、仮置き場の件に絡むのですけれども、これがこっちの約束が守られなくなるから、27年の2月から搬入できるように約束しますよね。

もう一点、どの程度の状態で運ぶのかわかりませんけれども、限られた道路の中で渋滞及び渋滞に伴う交通事故が予想されるのです。それを今調べるとかというそういうわけのわからない話でなくて、具体的にどうするのか、その2点お尋ねします。

○議長（宮本皓一君） 奥主大臣官房審議官。

○大臣官房審議官（奥主喜美君） まず、お答えいたします。

1点目のところでございます。政府といたしましては、ここに掲げますように、そのロードマップで仮置き場の本格搬入開始から3年程度を目途といたしまして、供用開始できるよう最大限努力を行いたいということでございます。実際これから事前調査等もし仮に入らせていただいて、それで用地買収もしいただければ施設の受け入れあるいはその用地買収等の段階に行くということになるわけでございます。そうなりますように、済みません、今の段階では最大限努力するということを申し述べてさせていただきたいと思います。

2点目でございますが、道路のその交通量調査のところでございます。これにつきましては、ご指摘のとおりこの前も10月11日に富岡町の全員協議会でも説明させていただいたときにご指摘を受けたところでございます。具体的にその膨大な量のトラックがどうするのだと。ほかの幾つかの町でも、生活道路として考えているところがどうなのかと。どうするのだというようなことをご指摘を受けたところでございます。そのような問題意識は、重々私ども認識しております。ただ、今の段階でどうするのかというようなことにつきましては、まさに現地あるいはそれ以外のところ、福島県全体も含めてでございますけれども、交通量調査あるいはその道路の状況等をしっかり調査させていただいた上でできる限り円滑に運び込めるような形で計画つくっていきたいということでございます。そういう考えでいるというようなことであるということでございます。

○議長（宮本皓一君） 12番、塙野芳美君。

○12番（塙野芳美君） 悪いけれども、全く答えになつていなでしよう。

1番目の質問に対しても、たらねばでしよう。

2番目は、やってみなくては、実際では2番目どうやるのですか。いざダンプが動いてみないとわからないでしよう。交通量調査できないでしよう。過去のデータもあるのです。それと、ある程度得意の推測というのはできるでしよう。それをこれからとか、みんなたらねばで、そんなのでは全く答えになつていません。

○議長（宮本皓一君） 藤塙中間貯蔵施設チーム長。

○中間貯蔵施設チーム長（藤塚哲朗君） お答えいたします。

今回奥主のほうから説明させていただきましたのは、このような調査をしないと、一步も前に進まないというように考えておりまして、調査について前回いろいろご指摘いただきまして、それについて今回資料をお持ちして、県初め各町、村にご説明に上がっている資料でございます。まず、それちょっと1点目させていただきます。

それで、27年1月の受け入れという話ですが、とにかくどんなものがどこにきちんとできるかという調査をしないと進まないというのが現在お願いしておるところでございます。お約束を果たすためにも、とにかく一日も早く調査に入らせていただきたいというところが本当のところでございます。

それ2つ目でございますが、道路の統計等あるのではないかというお話でございます。これは、確かに道路交通センサス、これは平成22年度だったと思いますが、そのデータを入手をして、それと現在の交通量、道路の状況どうなっておるかというのを比べないと調査進みませんので、そのところ最新のデータを集めて調査をするということを考えておりますので、今議員のご指摘の点、本当に交通事故、渋滞、一番気をつけなければいけないところだと思っていますので、その点についても十分調査をしていきたいと。その中で結論を出していきたいというふうに思っております。

○議長（宮本皓一君） 12番、塙野芳美君。

○12番（塙野芳美君） いや、一部やはりやってみなければわからない。まして、今は規制がかかっている地域ですから、一部はわかるのですけれども、幾つかの想定というものをしてやらないと、それである程度の裏づけを公表しなければ、仮置き場にしろ中間貯蔵施設にしろ、住民及び関係者の理解は得られないです。そういうお役所的な答弁ばかり要らないのです。ある程度言えないところは言えない、構わないです、しようがないのだから。ある程度の裏づけぐらい示さないで答えになっていますか。もうそれ以上言えないのですか、どうですか。

○議長（宮本皓一君） 藤塚中間貯蔵施設チーム長。

○中間貯蔵施設チーム長（藤塚哲朗君） ありがとうございます。お答えいたしま

す。

確かに全部のデータを使わないと完璧なことは言えませんが、一部のデータだけで果たして今の条件が再現できるか。済みません、技術的な話になりますが、確かに最新のデータでいいと、やはりかなり渋滞がしそうな、最新のデータの22年度の交通センサスだけでもっていきますと、渋滞かなりしそうですので、それからどうやっていくかというところを今後新しいデータを用いて検討していかなければならぬというところです。

それ以上につきましては、現在解析行っておりませんので、大変申しわけございませんが、お答えすることはできません。

ただ、最新のデータというのは、ちょっと古いというのもございまして、いずれにしても交通量の調査、現地の踏査が必要だと考えております。

○議長（宮本皓一君） 12番、塚野芳美君。

○12番（塚野芳美君） これ以上言ってもしようがないのでしょうかけれども、その平成22年の話ではなくて、震災前の話ではなくて、今現在だって朝晩結構な渋滞が生じているわけですよね。その辺を例えばカウントするとか、あと自分たちのほうでそこを公用開始した場合にどの程度のダンプが時間当たり走るとか、そういうことを含めればおおよそのものはつかめるのではないか。それとも、相変わらず同じ答弁するのですか。

○議長（宮本皓一君） 藤塚中間貯蔵施設チーム長。

○中間貯蔵施設チーム長（藤塚哲朗君） お答えします。

既に関係機関といろいろ情報交換をさせていただいているところでございます。関係機関と申しますと、例えば国道管理しております国土交通省の現地の事務所、あるいは県等と情報交換をさせていただいているのは事実でございます。

それと、今議員のおっしゃいましたように、今後例えば現在でも第一原子力発電所のいろんな作業の車が入っておるというような状況、しかし今後いろんな廃炉に向けて、あるいはいろんな作業に向けての作業がどのくらいになるかというのは、現在のところまだ関係機関でもつかみ切っておりませんので、そういうところもヒアリングして、今わかる段階ではなかなか難しいというのが現状でございますので、

そういうご指摘の点も含めて十分情報を集めて関係機関と情報を共有しながらきちんととした答えを出していきたいというように思っております。

○12番（塚野芳美君） 終わります。

○議長（宮本皓一君） ほかにありますか。

4番、安藤正純君。

○4番（安藤正純君） この資料を読ませてもらって、原則として電離放射線防護規則、こういったものを引用するというふうな文面がかなり多く書いてあるのですけれども、この電離放射線防護規則というのは、地上1センチではかるというふうに書かれているのです。

それで、環境省が得意の屋外8時間とか室内16時間とか、そういう暫定の計算方式も使っていないのです。今後環境省では、その暫定の計算方式、私もう何回も言っているのだけれども、それをやめてもらえませんか。食べ物でも飲み物でも暫定外しますよ、もう。いつまでこんな計算方式使ってマップつくったりしているのか。その辺をこれからきっちり、そういうでたらめな4割カットの計算方式使わないで、この電離放射線防護規則は私これコピーとったやつあるのだけれども、そういう中ではそういう計算方式使っていないのです。作業員には、電離放射線防護規則使うけれども、私らこれから戻る住民には電離放射線防護規則よりもかなり緩いのだ、20ミリで帰すなんて言っているのだから。そういうことを考えながら、環境省でもこれからちょっと厳しい、もとに戻す、そういう計算方式を使えるかどうか。これは何回も言っているから、きっちりきょうは答えてください。

○議長（宮本皓一君） 答弁はどなたですか。

奥主大臣官房審議官。

○大臣官房審議官（奥主喜美君） お答えいたします。

この作業従事者に対する労働安全衛生上の基準につきましては、これまでに工事をする作業員に対して基準でございますので、これは守っていただくというふうなことは、今規則上そういうことにならざるを得ないということでございます。それ以外の例えば除染の推進等の空間線量率等の考え方等につきましては、私ども非常に今まで環境省とも検討してきたところでございますので、今の段階でここで

見直すというようなことは、私どもちょっと今申し述べられないのでございます。それにつきましては、そういう問題点の指摘があったということは受けとめたいというふうに思っております。

○議長（宮本皓一君） 4番、安藤正純君。

○4番（安藤正純君） 問題点の指摘があったというのは、きょう初めてではない。後ろにいる人たちも、作業服着た人たちにも何回も顔を合わせるたびに言っている。だから、やる気があるのかないのかの問題。

作業員は厳しいルールを使うよと、電離放射線防護規則で。だけれども、住民に對しては緩い規則で帰ってもらうよとか、そんなの理屈が合わない。本気でやる気があるのかどうかなの。文科省が出しているのだけれども、文科省は専門家ではないから、大気中のそういう線量とか、それは環境省のほうが専門的でしょう。それなのに、環境省は平気で屋外8時間とか、そういうマップを出してきているから、地元の町なんてのは素人だから、環境省からもらったマップで線引きやっているのだ、それが正しいと思って。あなた方が正しい線量出さないと住民が困るのだ。その辺ご指摘があったなんてぬるいこと言っていないで、後ろの人、このひげの多い人、あの人なんか何回も俺言っている。その辺きっちり答えて。

○議長（宮本皓一君） 松永専門官。

○福島環境再生事務所専門官（松永暁道君） ひげの多い、ご指摘のあった松永です。

何回も安藤議員からは指摘を受けておりまして、マップのほうに關しても、環境省から出させてもらったというよりも、同じ国であるので、何も弁解できないのですけれども、一応内閣府の住民支援チームのほうから線量測定の基準ですとか、そういうものは提示して、その解釈等に關しても回答させてもらっているというふうに認識しています。私たちは、あくまでもそれに従って除染をして線量を低減させていただくということですので、国としてその回答に対してご不満があるということですので、また内閣府の支援チームのほうとしっかり話をさせてもらって、その政府としての見解というものを回答させていただきたいというふうに思います。毎回こういう答弁で申しわけないのですが、ご了承いただければと思います。

○議長（宮本皓一君） 4番、安藤正純君。

○4番（安藤正純君） 顔見るたびに同じこと言っているから、私も飽きてきたのだけれども、だけれども、きっちり検討するではなくて、今度来たときにはもう結果出してください。できるかできないか。できないのなら、何でできないか、きっちり説明してください。宿題としてお願いしますから、できるかどうかちょっと返事してください。

○議長（宮本皓一君） 奥主大臣官房審議官。

○大臣官房審議官（奥主喜美君） 基準を受けまして、内閣府支援チームのほうにはそういうお伝えさせていただきます。

それで、もしできるかできないかどうか、まず支援チームのほうの意見を聞いて持ち帰りたいと思います。

○議長（宮本皓一君） ほかにありますか。

3番、遠藤一善君。

○3番（遠藤一善君） たらばの調査をさせていただいたらということで、よく出てくるのですが、調査するにはそれなりの目的があると思うのですけれども、資料の2の9、どこでも同じなのですけれども、毎回これずっとなのですけれども、中間貯蔵施設といいながら、コンクリートできちっとしたものと、土に遮蔽シートをただ敷いて、ただぼこぼこぼこと入れて、土をぼこっとかぶせて、これで施設なのかという気は甚だするのですが、調査をすることによって、これとこれの違いというのはどういうような、土質の違いとか状況の違いでこういうふうな振り分けをしようとしているのか、ちょっと教えてください。

○議長（宮本皓一君） 藤塚中間貯蔵施設チーム長。

○中間貯蔵施設チーム長（藤塚哲朗君） お答えします。

今の話、資料の2の、済みません、ページでいくと2-9あるいは資料2-3、どちらを見て……

○3番（遠藤一善君） 2-9です。

○中間貯蔵施設チーム長（藤塚哲朗君） ですよね。

○3番（遠藤一善君） そうです。

○中間貯蔵施設チーム長（藤塚哲朗君） ちょっと具体的な話させていただいてよろしいでしょうか。

例えばこの除染度、いろんなところで剥いでくるわけでございます。例えば公園で除染するのか、農地で除染するのか、あるいは有機物がどれくらい含まれるのか、あるいは移行計数といいまして、一番避けないといけないのが水と触れることを避けないといけないのですが、どうしても水の水面下より下、水面下から上でも、どうしてもその水の流れがございます。水の流れがあったときに、水面下から上は不飽和といいまして空気が入っているのですが、そこでどれくらい土の分子に吸着して水に移らないかとか移る、そういう試験が必要だと思っております。そういう試験によって、例えば溶質しないと、あるいは溶質するというのが恐らく分けられてくるのだなというように思っております。

ちょっとここでは十分書き切っていないのですが、そういう格納する土の性状あるいはもう一つは地盤の粘土地盤であるかどうか、あるいは透水性はどうか。透水性というのは、現場でボーリングをやっていまして、実際水位の確認等できますので、かなり把握はできると思いますし、その土を持って帰って室内でいろんな試験やりますが、把握できると思いますが、そういう試験をやって例えばペントナイトできちんと覆うとか、あるいは粘土できちんと覆うとか、あるいは場所によってはコンクリートできちんとやるとかいうのは場所、場所、あるいはその格納する格納する土の性状によって変わってくると思います。あくまでこれは例を示しておるだけでございまして、このバリエーションはいっぱいあるというように思っております。

○議長（宮本皓一君） 3番、遠藤一善君。

○3番（遠藤一善君） バリエーションがいっぱいあるということなのですが、少なくとも30年間は中間貯蔵施設に置いておくということであれば、申しわけないですけれども、こんな土をかぶせただけのやつで放射線が遮られるからという理由だけで、これで30年間ちゃんと土の管理から何からできるのかと思ったときに、とてもではないけれども、本気でこれ放射線出さないようにしている気があるのかと。

ボーリングをすることで話しているのですけれども、ボーリングそのも

の自体は、下の大きな地山とか、途中のことが出てくると思うのですけれども、この写真見るとそんなに深く掘っていないですよね。ボーリングのデータでこの地表の何メートルとかという状態を確認できて、なおかつその下の中間層のところも考えた上でやるということで、ボーリングだけでそれ済むような状態なのですか、調査として。

○議長（宮本皓一君）　藤塚中間貯蔵施設チーム長。

○中間貯蔵施設チーム長（藤塚哲朗君）　ボーリングもどのあたりまで打ち止めでするかというのは、非常な重要な問題だと思っております。これは、何千メートルものではありませんので、何メートル、何十メートルで打ち止めするかと非常に重要な問題だと思っております。

それと、土につきましては、ボーリングの掘った土を持って先ほど言いましたように試験しますが、それである程度できると思っておりますし、まさに今議員ご指摘のありましたような一番安全性に関するようなところですけれども、そこはきちんと調査をしていきたいというように考えております。

○議長（宮本皓一君）　3番、遠藤一善君。

○3番（遠藤一善君）　できればもうこんな、土の中に僕は埋めているとしか思いう�がないのですよね、遮蔽シートはしてあっても。こんなようなので30年間保管して安全ですなんて言っても、ちょっと信用ができないですし、今回の選定の理由の中に埋め立てが容易な谷間をつくっているなんていうのですけれども、地球多分どこに行っても谷間には水が集まつてくるのです。水が集まつてくるから谷なのです。

そこをつくっていくときに、何でそんな水のあるところにわざわざつくるのかわからないのですけれども、今福島第一自体も地下水で困っていますよね。それと同じようなことで、僕らにとってみればこの中に入っているものは、線量の高い低いはあっても、原子炉の中で今溶融して高線量出しているものと同じなのです、全然ないところに埋めるのですから。表面しか線量ないところに掘って、わざわざ安全なところに埋めるのですから、そうしたときにちょっともう少しきちつとした形で考えていただきたいということがあつて、まず既にこの土をかぶせてやるなんてい

うのは、もう削除してほしいのです。コンクリートのものできちっと全部つくっていく。その上において、このコンクリートの施設をつくるにおいてどういうような地盤があって、どういう状態でやるのか。くいを打つのか、べた基礎というか、そのままコンクリートでいくのか、そういうことも含めてこういふことをしますということで話ををしていただかないと、どこで何をもって安全性で、調査すれば何とかなる、何とかなるではその先がやっぱり見えないのです。その辺をもう一度ちょっときちっと、どういう方針のときにどういうものをつくろうとしているのかをもう一回お答えください。

○議長（宮本皓一君）　藤塚中間貯蔵施設チーム長。

○中間貯蔵施設チーム長（藤塚哲朗君）　ちょっと何度も申し上げますが、埋めるものの性状によってかなり変わってございます。

それと、議員ご指摘のように、必ずしもべた基礎なのか、くい基礎なのか、これは当然わかりません。あるいは、例えば資料2-3のところが比較されていて一番わかりやすいのではないかと思いますが、今申しましたように周りがまさに水が集まりやすいのではないかと。谷ですが、まさにおっしゃるとおりですが、逆に自然の地形を利用して大きなポケットができるというのもございます。ということは、水処理さえきちんとすれば、安全にきちんとして周りの遮水もきちんとやれば、かなり大きなといいますのは、大量の土壌が福島県内から出るわけでございます。そういう点でも、安全に格納するのはもちろんでございますが、先ほどから3年、3年という議論がありますが、大量の土砂をなるべく早く安全に格納する必要があると思っております。そういうことで、ある意味二律背反の安全性かつ短期間に大量の土砂を持ち込まないという二律背反性があるのもご理解せひいただきたいと思っております。そういう中で、いろんな可能性があるだろうということで、今後先ほど申しましたそこでバリエーションという話になると思いますが、安全かつ短期間で大量にというところを気をつけていろんな設計をしていきたいというふうに思っております。

○議長（宮本皓一君）　3番、遠藤一善君。

○3番（遠藤一善君）　済みません、安全かつスピーディーはそちらの言い分で、

我々としては安全かつ安全かつ安全、それがまず最大の優先事項なので、その辺のところは履き違えないようにお願いします。

○議長（宮本皓一君） 答弁よろしいですね。

○3番（遠藤一善君） はい、いいです。

○議長（宮本皓一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） なければ、先ほど宇佐神議員から質問がありましたが、私その他でということを申し上げました。そうしますと、国の皆さんからの対応がいただけませんので、ここで発言を許可したいと思います。

5番、宇佐神幸一君。

○5番（宇佐神幸一君） 先ほどはどうも失礼いたしました。

私今回の質問としては、除染を行っている作業員の労務賃金のことをちょっとお聞きしたい。実は、富岡の町民の方で広野とか檜葉のほうに除染をなさっている町民の方多くなさっております。その方とお話し聞きますと、基本的に労務賃金の不払いがあるのではないかということが指摘されております。それで、なぜかということで私もちょっと調べさせていただきましたら、まず今回の除染について、労務賃金については、環境省のほうから設計労務単価ということで公式に発表されております。その中においても、一応いろいろ作業員の職種において、10職種ぐらいあって金額の単価が決まっておりまして、基本的にそのほかに危険手当ということで、それはこれを公示されている路線等工事共通仕様書等の中に、これは時間とか用途によっても多少変化はありますが、平均的に1人1万円を差し上げるとなっておるのですが、この前一応ネットのほうでハローワークのほうのネットをちょっと調べさせていただきましたら、その中で幾つかの会社の要綱の中に、日当については書いてあります。ただ、あるAとBとしますと、Aという会社は日当を書いてあります。ただ、Bという会社は日当プラス特別手当ですかが提示されている。実際的にこの2点についてあれと思いまして、実際的にはもらえるものをこちらでは表上出さないのか。それとも差し上げていないのか、このような誤差が出ているというのは、基本的におかしいともちろん思うのですが、ただこういうこのご指導の実際的

に環境省のほうでは、労務賃金は指導していると思うのですが、このような誤差が起こっているというのは、基本的に不平等にもなるし、なおかつこれについてもしこういうもらっていない方についてはどういう形で環境省は保障するのか。また、このような基準が把握されているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（宮本皓一君） 奥主大臣官房審議官。

○大臣官房審議官（奥主喜美君） お答えいたします。

今議員ご指摘の点は、いわゆる特殊勤務手当というものでございまして、いろいろ金額になってございますが、大体1万円とかというのを危険な地域に入って払うというふうなことで、環境省のほうでも示しているところでございます。これにつきまして、実際に払われていないのではないかというふうな新聞報道もございました。たしか先月、朝日新聞のほうだと思います。それを受けまして、まず環境省といたしましては、大臣官、除染といつてもいわゆる2重請け、3重請けとかいろいろございますけれども、元請のその会社を呼びまして、しっかり払うようにというふうなことを言うとともに、元請のほうからの賃金台帳というのを提出させることになっております。実際にどういう作業員にどれだけの日当を払って、その特殊勤務手当は幾ら払ったのかというふうなことを台帳を提出させるというようなことになっておりまして、それを実際払うというのはどうか、環境省のほうでチェックをするというふうなことはしているところでございます。

もう一つ、ただそうはいっても、いろんな方から台帳をごまかしたらどうするのだというふうなご指摘があるところでございます。それにつきまして、全員の作業員から全部聞き取りというようなことをするのはなかなか難しいのでございますので、通報ダイヤルというのを設けまして、これは本所とあと福島環境再生事務所のほうに設置しているところでございますけれども、そういうところに何かあったらすぐ通報してくれるようというようなことを今お願いしているというか、PRしているということでございます。

ですから、繰り返しにはなりますけれども、その大臣のほうから元請会社にちゃんと払うようにというのは指示するとともに、その元請会社のほうから賃金台帳を提出させて実際払うところはチェックしていくというふうなことと、あわせまして

この通報ダイヤルを設けましてそこに何かおかしいというような、思つたらそこに電話をしていただければそれを受けてこちらが調査に入るというふうな対応をしているということでございます。

○議長（宮本皓一君） 5番、宇佐神幸一君。

○5番（宇佐神幸一君） 前回も私今回の就労のことについて、一応地元の就労者またその除染にかかわる就労状態はどうなっていますかということをお聞きしたこともあります。

ただ、実際的には、あのときにそういう地元に業者ではなくて、ゼネコンも含めて入札を含めた、実際的に地元町会議員としては、本来は職務が違いますので、そこまでする必要はないと思うのですが、基本的に私たちはせっかく町民の方たちが自立をする一環としてそういうふうな作業をしているという、過酷な作業をしているということを踏まえた中において、その賃金またその自立に対するお金を得るということに対して不正があるということは絶対許されることではないので、その点に対しては本来簡単に言いますと、国がゼネコンに全部丸投げして、基本的にどのくらいを出しているのかというのがはっきり言ってわからない。ただ、福島県には最低賃金というのはございますから、最終的に言うと1年間最低賃金8時間だと5,312円。だから、プラス危険手当いけば1万5,000円以上払わなければ、福島県に対して、その最低賃金に対しても違反になるということを国が実際的にそういうのもチェックをしながら、本来のゼネコンに請け負いさせると。だから、実際的には幾らどのくらい払っているのかもわからない状況において、私たちはそういうものしか調べられない。それに対しては、実際どう思っているのか。

また、このチェックもいつから始ましたのですか。

○議長（宮本皓一君） 奥主大臣官房審議官。

○大臣官房審議官（奥主喜美君） お答えいたします。

賃金台帳の提出ということにつきましては、これは除染作業が今始まっている部分につきましては、終了後にちゃんと賃金台帳を提出させるということをしています。ですから、時期につきまして、この先行除染でありますとか、そういったようなことがありますので、ちょっと時期がいつからというようなことありませんが、少

なくともその事業が終わった段階でその賃金台帳を提出をしてもらってチェックするというふうなということをしております。

ですから、終わったものもございますので、今それはＩＮＧ、まさに今チェックしています。終わった事業についてはチェックをしているというふうな状況にございます。

○議長（宮本皓一君） 5番、宇佐神幸一君。

○5番（宇佐神幸一君） 私は心配しているのは、今回そういうチェック方向始まっています。やっていきますと。

ただ、実際的にモデル除染も含めて除染作業というのはもうとっくに始まっているわけです。その方たちにも、やっぱり業者さんが入っていると。実際に労務賃金が払われている。ただ、そのときには基本的にそういう危険手当とか、そういうのは抜きで実際的に払われている可能性があるのではないかと。そうなってくる場合、もしあった場合、その払わなかつたほうについては、後日でも請求できるのか。また、もしそういう状態で会社がそういう形のものをやっている場合、国としては強く指導するのか。また、これからその指導についても、私のほうでは深くは言えないのです。ただ、お願いすることは、正しく労務賃金を払っていただくように。なおかつ、国がゼネコンに頼むのですから、実際的にゼネコンもその点を十分把握し、あとプラス地域の方たちが一生懸命自分のふるさとを除染するという心構えで来ている企業さんたちを必ず正規で、また正しく導いていただくような形をお願いするしかないと思って今回発言させていただきました。

○議長（宮本皓一君） 奥主大臣官房審議官。

○大臣官房審議官（奥主喜美君） 私ども、今回特殊勤務手当以外の賃金、今まさに福島県の最低賃金、それは絶対守っていただくということを言ったかと思います。

ただ、特殊勤務手当につきましては、ご指摘のとおり最低賃金とかも関係なく、まさにその金額は必ず支払わなければならないというふうなことでございます。ゼネコン、いわゆる元請との間では、ちゃんとそれ特殊勤務手当が1万なら1万円というような形で払うというようなことで国との間で契約結んでいるというようなことでございますので、それが払われていないということは、まさに契約違反という

ことになりますから、ちゃんと国としては元請会社のほうに対しては、それは絶対払えというようなことを指導するというふうなことかと思います。それはしていきたいと思います。

○議長（宮本皓一君） 先ほど付議事件3の中間貯蔵施設については、なしということでしたので、これをもちまして付議事件3、中間貯蔵施設についての件を終わります。

奥主大臣官房審議官初め環境省の皆さんにはここでご退席をいただきます。お疲れさまでした。

暫時休議をいたします。

休 議 (午後 4時03分)

再 開 (午後 4時26分)

○議長（宮本皓一君） それでは、再開いたします。

次に、付議事件5、特別通過交通の概要についての件を議題といたします。

内閣府原子力被災者支援チーム、斎藤和重参事官より挨拶を兼ねまして説明を求めます。

○内閣府原子力被災者支援チーム参事官（斎藤和重君） 原子力被災者生活支援チーム及び現地対策本部で内閣参事官をやっております斎藤でございます。通常住民の一時立ち入りのほうをやらせていただいている。今般特別通過交通の概要について説明させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

着席して説明いたします。まず、この経緯でございますけれども、現在警戒区域の中に立ち入るためには、ご存じのとおり市として住民の一時立ち入りの形と、それから広域一時立ち入りと。これ、緊急応急対策もございますけれども、その2つの形で入っていただいているということをご案内のとおりだと思います。区域の見直しにつきまして、午前中もご議論していただいたかと思いますけれども、旧警戒区域の市町村につきましては、一部もう既に区域の見直しが行われております。そういう市町村、例えば南相馬市とか檜葉町さんとか川内村さんなのですけれども、従来はその計画区域の中に立ち入れたというわけだったのですけれども、解除され

た途端に広域立ち入り発給券がなくなったということでございまして、原則として警戒区域の中を通過できないという状態になっております。他方で、こういった市町村につきましては復旧、復興、インフラ復旧とかさらに強力に進めていくという状況にあるところなのですけれども、現在その警戒区域の中に入っております幹線道路につきましては、使えないという状態になっております。こういう状態が地域全体のインフラ復旧等に非常に足かせになっているということで、各方面からご要望をいただきまして、現地対策本部のほうで調整、この立ち入り券がない市町村のものにつきまして、一定のものにつきまして計画区域の中の主要幹線道路を通過できる仕組みをつくりましょうということで、関係市町村とご調整を開始させていただいたという、そういう次第でございます。

関係市町村につきましては、1の（1）の※にございますように、飯館村を初め南相馬市まで、それから私ども原子力災害現地対策本部と福島県の関係機関として特定しております、こういった機関と調整をしております。

これまでの調整経緯といたしましては関係市町村、特に警戒区域の市町にまずございます富岡町さんを初めとする市町村を個別の会合、それから関係機関全体を集めた会合を2回ほど実施しております。これまでの会合におきましては、本制度の創設の趣旨、こういった制度をつくろうということそのもの、及び国道6号及び国道288号のルートにつきましては、特段の異論がないという調整の経緯になっております。

他方で、県道36号ルート、これは恐縮ですが、別紙2を見ていただきたいのでございますが、川内村から県道36号を通過いたしまして、楢葉方面に富岡町さんを縦断して抜ける35号、このルートを念頭に置いておりますが、このルートにつきましては、町の中を深く縦断いたしますので、町のご当局のほうからほかのルートにも防災対策というのは講じておるのですけれども、それよりさらに強いものを設けてくれといったようなご指摘をいただきてきているところでございます。

制度の概要でございますが、まずこの制度は関係市町村、関係機関の申し合わせによって通行証を発給するというスタイルです。本来警戒区域の市町村しか発行できない通行証につきまして、その事務を周辺の市町村に代行していただくというこ

とです。要件につきましては、あらかじめ関係者間で合意しておくというスタイルをとっております。

通行証ですが、別紙3をごらんいただきますとサンプルがございまして、まだ多少変更の可能性があります。これは、対象者につきましては、(3)で述べるよう 自治体の職員そのものと、インフラ復旧事業者等ということでございますが、このサンプルは別紙3は事業者用のものになっております。

それから、先ほど申しましたように、対象は自治体職員、これは復旧事業者と限定で、一般住民の通勤、通院等につきましては、これ一部からご要望があるのですけれども、警戒区域の住民の方々が年に数回しか戻れないという状態の均てんを図りまして、現在対象にしておりませんで、将来的な課題とは考えておりますが、今回は対象から除いております。

それから、防犯への懸念ということで、各般の防犯対策を次のページで申し上げているところでございます。まず、ルートに限定されず全般的な対策といたしましては、通行証自体の性質をこれまでの住民の一時立ち入り、あるいは広域一時立ち入りとは異なりまして、当該ルートのみに限定する許可証という形にしております。したがいまして、ルートを外れてふらふらほかのところに行くという、そういうものを許容するものではないという性質のものでございます。

それから、通行時間帯、これ恐らくその事業等に従事する者でございますので、入域、退域の時間というのはおおよそ決まっているふうに考えられることから、その別紙3のサンプル表にございますように、例えばございますが、往路であれば7時から8時、復路であれば17時から18時等ある程度時間を指定していただいて、不確実な行動というのを抑制させるというようなもの。

それから、別紙5でございますが、会社全体というよりも事業所単位を念頭に置いておりますが、誓約書を出していただきまして、遵守事項を守るという形のものを強く誓約していただきまして、この誓約に背反した場合は通行証の効力を停止させるということでございます。現在でも迂回すれば警戒区域、例えばいわき方面から南相馬市さんに行くのは、迂回すれば行けるのですけれども、そういう迂回するのは非常に大変だからとこういう声があるわけですが、逸脱した場合はそこに行け

なくなるわけではなくて、迂回すれば行けるということも現状そうなっているわけですから、ここは厳しく対処していきたいというふうに考えております。

それから、遵守事項違反の場合は、連帶責任を負わせるということで、その個人単位ではなくて事業所全体としての連帶責任ということで、登録車両等につきましては、一括して停止させるということで、遵守事項を誓約させるインセンティブを付与しようと、こういうふうに思っています。

それから、違反者判別を容易にするために、ふらふら行かないように、別紙6でございますが、こういったマグネット式の判別ステッカーを左右両面ぐらいに張つて、すぐ車両を特定できるような政策というのを今考えておるところでございます

それから、警察、県警については、当該制度につきましては既に十分な相談、調整をしております。先ほどごらんになっていただいた許可証につきましても、その型式については県警の検問のほうで十分対応できるというような、あとそれからステッカーについても広く情報共有して調整を進めさせていただいております。警察と連携して国のほうでも、先ほど申し上げたルートにつきましては、巡回とかして履行状況の確認をしていただきたいと思っています。

それから、富岡町さんのほうからのその防犯に対する通過的措置ということで、県道36号ルートにつきましては、別紙2をごらんになっていただきたいと思うのですが、35号と36号の分岐点と、それから下に112号に分かれる大きい分岐点、それから35号ずっと下って檜葉町に抜けます今無人の開閉式のゲートがございますが、そこ3カ所につきまして人を立たせると、常駐させるということで考えております。

それから、警察につきましては、通過交通ルートにつきまして巡回していただくことになっていますが、この当該富岡町ルートにつきましては、警察の重点警ら、それから常駐というわけではないですけれども、泊まつたりして警戒をしていただく駐留警戒。それから、国がこれは主にスクリーニング場の区外にございますけれども、そちらのほうから国の車両によります重点巡回というのを警察と連携しながら回っていきたいというふうに考えております。

この制度につきまして、先ほど申し上げたように6号、それから国道28号、これは大熊町さんの中を通るやつですけれども、これにつきましては先ほど申し上げた

ように特段異論がないという現状でございましたので、12月半ばごろの施行に向けて調整を進めていきたいと思っておりますが、他方で県道35号、この富岡町さんのルートにつきましては、必要な調整を了した後施行に組み込むような形になろうか、そのまま一緒にできればそうしたいと思っていますが、そういう形でとり進めさせていただきたいというふうに考えております。

雑駁ですが、私からの説明は以上でございます。

○議長（宮本皓一君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

13番、三瓶一郎君。

○13番（三瓶一郎君） 説明はよくわかりましたけれども、これは申請許可は富岡町初め各出張所でもできるのでしょうか、これ。

○議長（宮本皓一君） 斎藤支援チーム参事官。

○内閣府原子力被災者支援チーム参事官（斎藤和重君） 現在町の職員は、原災法のもので立ち入ることができるわけですけれども、今回念頭に置いておりますのは、どちらかといいますと、例えば自治体職員であれば双葉郡の会合、南相馬市でよく開催するというようなことを聞いております。

檜葉さんとか広野さんは、通常迂回して行くということで、そこを時間的に非常にロスが多いということで、全体の地域の復興を図るためになるべくショートカットで行くようなスキームをつくっていただけないかということでございます。

その今警戒区域残っていらっしゃる富岡町さんとか大熊さんとかは、現在もちょっと根拠法は若干異なりますが、広域立ち入り制度というのそのまま使えますので、そちらのほうあるいは原災法という立ち入りの自由がございますので、そちらのほうで使えるということでございます。

事業者につきましては、仕事先ということでございますので、例えば富岡町さんのプライムの孫請企業のような方が相馬市で仕事をされる場合は、相馬市で申請手続をやるということになります。したがいまして、町のほうの事務方の方々を煩わせることはない、そういう枠組みになっております。

○議長（宮本皓一君） 13番、三瓶一郎君。

○13番（三瓶一郎君） 私そういうこと聞いているのではなくて、例えばいわきに

住んでいて富岡に入る場合に、この許可ナンバーと申請をこれは富岡町あるいは富岡町の出張所でできるのかどうかということを聞いているのです。

○議長（宮本皓一君） お待ちください。これについては、町まで……答弁してください。

○農業振興課長（併任） 農業委員会事務局長（三瓶保重君） 実はこれにつきましては、富岡町以外の警戒区域を解除した町村という形で、我々としましては、富岡町は通常の企業の一時立ち入り、それを使えますので、富岡町の業者の方についてはいわきでもこちらでもできますが、これについては川内村さんとか南相馬市さんで解除して警戒区域に入る権限のないところのみ適用になるという制度でございます。

以上です。

○13番（三瓶一郎君） 了解。

○議長（宮本皓一君） ほかにありませんか。

2番、早川恒久君。

○2番（早川恒久君） 3点ほどお伺いします。

まず1点目ですが、防犯対策についてですが、いろいろと対策は練られているようなのですが、富岡町警戒区域ということで、今現在も空き巣等が実際発生しているのが現状です。そんな中で、また通行車がふえるということですので、警察と連携すると言っていますけれども、実際に富岡になんか入りますと、国道は警察よく見るのですけれども、町なかにはほとんど入っていないのです。本当やる気がないとしか言いようないのでけれども、今まで空き巣で入ったそういう犯罪者に対したって、実際捕まっている方が多いのです。そういう状況なので、本当警察なんか当てにならないのです。ですから、これ以上やはり我々住民としては、警戒区域の中に入ることは本当に迷惑だと考える次第です。

それから、2番目の質問なのですけれども、車両の汚染についてですが、やはり大熊、双葉を通ると車両は汚染され、特にタイヤです。汚染されると思うのですけれども、この通行される車両に対してスクリーニングとか除染とかは強制的にちゃんとやるような体制をとっているのかということ。

それから、3点目ですが、6号線朝夕大変な渋滞になっていることはご存じかと思いますけれども、この通行証を見ると7時から8時と17時から18時ということで、一番渋滞する時間帯しか入れないというふうになっています。これは、余計非常に渋滞がまたふえるということは予想されると思うのですけれども、その事業者がこれを使うことによって、インフラの復旧が加速させるということはあると思うのですが、逆に言えば第一原発の廃炉作業に入る方にとっては、逆にこれ影響があるのではないかというふうに考えていますけれども、その辺はどのようにお考えでしょうか。

以上です。

○議長（宮本皓一君） 斎藤原子力被災者支援チーム参事官。

○内閣府原子力被災者支援チーム参事官（斎藤和重君） まず、第1点目の防犯の点でございます。

ご案内のとおり、どの程度の頻度で回るかはともかくとして、国道6号線検問近辺というのをやっぱり中心に警察の方は回っていただいているというような感じだと思っております。今回特別通過交通制度のルートに指定された場合は、これ3ルートとも頻度を高めていただくということ。それから、やはり人が常駐して立っているという形が非常に防犯上は、根絶というのはそれはまたちょっと別次元の話になるかもしれませんけれども、抑止効果としては非常に高いものになろうかと思っておりますので、先ほど申し上げたような警察の巡回ルートの中に必ずその富岡ルート、それ6号もそうなのですけれども、組み込んで、そういうかえって犯罪がふえるというようなことのないようによく連携してやっていきたいと思っております。

それから、2番目の車両の汚染につきまして、南側出口につきまして毛薙のスクリーニング場というのを使っていただきます。それから、北側につきましては、現時点では適切なものがないので、ちょっと南相馬市さんと相談させて、相双保健所があるのでけれども、車両の保健所としてはちょっと不十分ということと、あと浪江さんのところに清橋の住民の一時立ち入りでやっている中継基地がございまして、そこも期間中は使えるのですけれども、なかなか広域車両に専用のものという

のはちょっと今選定中でございますが、いずれにしてもそういうのを使って対処していきたいと思います。

それから、渋滞問題につきましては、これは非常に正直言って悩ましい問題でございます。運用を開始してからある程度時間的には避けないのかとか、具体的に何時に入りたいというのはちょっと実際にヒアリングした上で調整はしたいと思っておりますが、できることをやりたいと思っています。例えば住民の一時立ち入りでも、国道6号から外れてファミリーマートからばらぐち商店のところのルート、開閉ゲートあるのですけれども、あそこを迂回させるとかやっております。そこから、ほかのところでそれと似たようないろいろな工夫というのができるかどうか、ちょっと警察とも相談してみたいと思いますけれども、渋滞緩和につきましては、確たるもののが今時点ではございませんが、いろいろ考案していきたいと、先生のご指摘踏まえて行いたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（宮本皓一君） 2番、早川恒久君。

○2番（早川恒久君） ありがとうございます。

この防犯対策について、多分警察にお任せということになるかと思うのですけれども、ちゃんと警察に人員を増加させるとか、パトカーの量をふやすとか、どの程度ふやしてくれるのか、その辺までちゃんと話していただかないと、本当に当てにならないような状況ですので、その辺までよく確認していただいた上でやっていただきたいと思います。

それから、このスクリーニングについてですけれども、まだ不十分ということなので、その辺は徹底してやっていただきて、多分強制的に入れるような感じにはできないと思うのです。ですから、その近隣の市町村に汚染した放射性物質がどんどん広がることがやはり懸念されますので、その辺は十分徹底してスクリーニングを強制的にやってもらうようにしていただきたいと困ります。

それから、渋滞については、やはりこれいたし方ないことではあると思うのですけれども、この通行する車両の許可証に関してちょっと見させていただいたのですけれども、これ個人名ではないのです。会社の公人として多分出して、名前は入っていないと思うのですけれども、これはやはり個人名まで本当は入れていただくの

が一番いいのかなとは思っていますけれども、会社とのこの中見ますと、会社の責任ということもあると思うのですが、例えば社員証の提示が必要だとか、その辺はいかがなのでしょうか。

○議長（宮本皓一君） ちょっとお待ちください。

皆さんにお諮りをいたします。定刻の4時30分になろうとしておりますが、ここで時間の延長をいたしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） それでは、時間を延長して進めさせていただきます。

それでは、齊藤原子力被災者支援チーム参事官。

○内閣府原子力被災者支援チーム参事官（齊藤和重君） 警察との調整は十分やります。私の下にも警察庁の人間いますので、遗漏なきようにいただきます。

それから、スクリーニングについて承りましたので、そのとおりやらせていただきます。

それから、通行証の件ですけれども、これ今も警戒区域に入る場合は通行証プラス身分証の提示ということでやらさせていただいていると思っていまして、非常に最近警察も厳しく運用させていただいているというふうに承知しています。ほかの町の町長クラスも入れないという、既にご存じだと思うのですけれども、それでも身分証がないと入れないというような運用しておりますので、それと同じ形で身分証とあわせて提示ですので、車と身分証ということで、個人と車両特定してやるという形に考えておりますので、そうさせていただきたいと思います。

○議長（宮本皓一君） 2番、早川恒久君。

○2番（早川恒久君） そうしますと、この会社の責任というところ書いてありますけれども、一度違反をすると、もう二度と許可は出ないということでよろしいのですね。

○議長（宮本皓一君） 齊藤原子力被災者支援チーム参事官。

○内閣府原子力被災者支援チーム参事官（齊藤和重君） これ、周知の問題も多少ありますと、私どもとしては周知を十分にして、かつ厳正に行うということでございます。

ただ、恐らく孫請とかには地元の会社の方もいらっしゃいまして、一発で一発停止というのは、なかなか厳しいのではないかという、そういう警戒区域の中の市町村でもそういうご意見もありますので、ある程度の停止期間というのを設けさせていただいて、例えば2回目はもうアウトにするとか、もっと停止期間を長くするとか、そういうディスインセンティブ制度を設けてこれには対処していきたいと思っています。

ただ、具体的な期間につきまして、あるいはどの程度厳しく持っていくかにつきましては、関係市町村の事務方ともう一回、そういうご提案させていただいているが、具体的な期間とかにつきましては、調整させていただきたいと思います。これは、富岡町さんも含めてのお話でございます。

○議長（宮本皓一君） ほかにありませんか。

4番、安藤正純君。

○4番（安藤正純君） 1点だけ質問させてください。

通行時間なのですけれども、これ見ると、往路7時から8時、復路17時から18時というふうに書いてあるのだけれども、仕事によってこの時間内に入ってこの時間内に出てこれないなんてこれ当たり前の話だから、例えば7時から18時までは何時に入っても、7時過ぎれば入っていい。18時までは出てください、そういう時間帯のほうが運用としてはやりやすいのかなと思うのですが、ただ6号線と288ともう限定されているから、その枝分かれに入っていくて悪いことしようなんていう人間は入っていかないと思うのです。だから、もう少し運用はやわらかくしないと、実際使えなくなってしまうから、せっかくいい制度つくっているのに、この辺はちょっと柔軟に考えてください。

○議長（宮本皓一君） 斎藤原子力被災者支援チーム参事官。

○内閣府原子力被災者支援チーム参事官（斎藤和重君） 済みません、例示ということでちょっと厳し目の時間帯設定させていただきました。

柔軟にやりたいと思いますし、多分時間帯ブロック制とか、ある程度細かくするにしてもやっていきたいと思っています。あと、ルートによって多少のバリエーションがあるのかもしれません。ただ、いつでもいいとなると、広域立ち入りと近く

なって、またちょっと何か途中ふらふらしているのではないかというような疑義も招きかねない点もありますので、ある程度の通過時間帯、ある程度の退避時間帯、これはちょっと厳し目に書かせていただきましたけれども、そこは議員ご指摘の点も踏まえてよく関係市町村と相談してやっていきたいと思います。

○議長（宮本皓一君） ほかにありませんか。

10番、高橋実君。

○10番（高橋 実君） 1点だけ確認させてください。

私知るところによると、来年の3月川俣署から楢葉の道の駅のほうに双葉署が移ってくるようなことを聞いたのですけれども、もし来るのであれば、12月ではなく来てから始まつたらいいのではないかと思って。まず1点目は、双葉署が来年3月に楢葉の道の駅に川俣署から移るのか移らないのか。

あともう一点は、12月中旬の本制度を来てから執行してはいかがなものか、この2点。

○議長（宮本皓一君） 斎藤原子力被災者支援チーム参事官。

○内閣府原子力被災者支援チーム参事官（斎藤和重君） 双葉署の移転の話というのは私も伺っています。

ただ、私が伺っている話は、もう実態として部隊としては移っておりまして、要するに中枢機能だけ名目上残っている。進出する拠点になっているだけでございまして、もう実態は移っているという理解であります、実働部隊は。したがいまして、あそこが中継点にはなっているのですけれども、あのタイミングのとることとしては実害、時期を待つ意味は余りもう既にはないのかなというふうに理解しています。移っているか移っていないかというと、名目上まだ残っているというふうには理解していますけれども、あそこから楢葉に行っているというふうに私は伺っているのですが、もし私も当局ではないのですが、私の伺っている限りではそういうふうに承知しております。

○議長（宮本皓一君） 10番、高橋実君。

○10番（高橋 実君） もし確認して、本体がまだ全部楢葉のほうに移っていないのであれば、12月のやつを移つてから施行したほうがよろしいのでないですかとい

うことで話しておきますので、確認してください。

○議長（宮本皓一君） 齋藤原子力被災者支援チーム参事官。

○内閣府原子力被災者支援チーム参事官（齊藤和重君） 榴葉部隊の進出というの
は、あちらのほうから来ているということをちょっと確認して対処させていただき
たいと思います。

○議長（宮本皓一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） なければ、質疑を終了いたします。

これをもちまして付議事件5、特別通過交通の概要についての件を終わります。

齊藤参事官、乃田同課長補佐にはここでご退席をお願いします。お疲れさまでし
た。

暫時休議をいたします。

休 議 (午後 4時35分)

再 開 (午後 4時36分)

○議長（宮本皓一君） 再開いたします。

次に、付議事件6、その他についての件を議題といたします。

議員の皆さんからありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） 次に、執行部の皆さんからありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） ないようでございますので、以上をもちまして本日の全員
協議会を閉会いたします。

長時間ご苦労さまでした。

閉 会 (午後 4時37分)